

第一百六十六回

参議院国土交通委員会議録第十一号

(一六二)

平成十九年四月十九日(木曜日)

午前十時開会

四月十八日

委員の異動

辞任

大塚直史君

加藤敏幸君

羽田雄一郎君

魚住裕一郎君

後藤博子君

亀井郁夫君

補欠選任

羽田雄一郎君

松下新平君

林久美子君

風間昶君

亀井郁夫君

衆議院議員

國土交通委員長

代理

西村康稔君

細野豪志君

大口善徳君

冬柴鐵三君

小林美恵子君

瀧上貞雄君

塩谷立君

石破茂君

塩谷立君

塩谷立君

富士原康一君
局長
氣象庁長官
海上保安庁長官
石川裕巳君

画局長山崎信之郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

防衛省運用企画
局長
山崎信之郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(衆議院提出)

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(大江康弘君)　ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、大塚直史君、加藤敏幸君及び魚住裕一郎君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君、松下新平君及び風間昶君が選任されました。

○委員長(大江康弘君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

海洋基本法案及び海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に外務大臣官房審議官草賀純男君、文部科学大臣官房審議官辰野裕一君、国土交通省総合政策局長宿利正史君、国土交通省海事局長富士原康一君、気象庁長官平木哲君、海上保安庁長官石川裕巳君及び防衛省運用企画局長山崎信之郎君を政府参考人として出席を求める旨の御異議ございませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、所要の措置を講じようとするもので、以下その主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理並びに海洋に関する国際的協調を定めております。

第二に、国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしております。

第三に、政府は、海洋に関する施策の総合的な計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならぬこととしております。

第四に、海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、海洋産業の振興及び国際競争力の強化、沿岸域の総合的管理、離島の保全、国際的な連携の確保及び国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進等のために必要な措置を講ずることとしております。

第五に、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置くとともに、本部の長に内閣総理大臣を、副本部長に内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもつて充て、海洋基本計画の案の作成及び実施の推進等の事務をつかさどることとしております。

次に、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案について御説明申し上げます。

本案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、國連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができます。

第二に、安全水域の設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこととしております。

第三に、国土交通大臣は、安全水域を設定したとき、又は廃止したときは、安全水域の位置及びその範囲を告示しなければならないこととしております。

第四に、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととしております。

ります。

以上が、両案の提案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいます。

○委員長(大江康弘君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松下新平君 おはようございます。民主党・新緑風会の松下新平と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま提案理由の説明をいただきまして、ありがとうございます。この二法案について質疑をさせていただきます。

まず冒頭に、本日御出席いただいたおりますけれども、この議員立法法案提出者の皆様を始め関係各位の御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、本日の御出席、誠にありがとうございました。

それとも、この議員立法法案提出者の皆様を始め関係各位の御尽力に心から感謝を申し上げますとともに、本日の御出席、誠にありがとうございました。

さて、この法案は多岐にわたっております。

農林水産あるいは経済産業、外務、防衛、いろいろ多岐にわたる中で、国土交通委員会がお引き受けいたしました。大江委員長を始め与野党の理事の皆さん、委員の皆さんに厚く御札を申し上げます。

さらに、この法案は多岐にわたっております。

農林水産あるいは経済産業、外務、防衛、いろいろ多岐にわたる中で、国土交通委員会がお引き受けいたしました。大江委員長を始め与野党の理事の皆さん、委員の皆さんに厚く御札を申し上げます。

それでは、随時質問に移ります。

お手元に資料もお配りさせていただいておりますので、併せてごらんいただきたいと思います。

海洋は、地球の表面の約七割を占めておりまます。

海洋は、四方を海に囲まれ、はるか昔から海と深くかわってまいりました。今日でも、エネルギーの九割、食料の六割を海外に依存し、また貿易の九

さらに、日本の陸地の面積の大きさは世界で六番目ですけれども、管轄海域では世界第六番目になるそうです。お配りした資料も併せてご覧いただきたいと思います。ちなみに、一位がアメリカ、二位がオーストラリア、三位がインドネシア、四位がニュージーランド、五位がカナダとなっています。日本は、陸地だけではアメリカの二十八分の一でありますけれども、この管轄海域では一位のアメリカの三分の二を占めることになります。また、日本の陸地の十二倍の広大な水域、大陸棚を管理していることになります。この数字の上からも、日本が海洋から受ける恩恵は計り知れないことがうかがえます。

さらに、歴史的にも、海は日本の安全保障に大きなプラスの要因をもたらしました。同時に、海は日本の美の一つでもあります。

しかし、残念ながら、近年、その海洋に大きな異変が見られるようになりました。地球温暖化を含め、海洋環境が悪化の一途をたどり始め、漁獲量は激減し、大規模自然災害や津波が発生しておりますし、海賊や海上テロなどによる海上輸送の安全が脆弱化してまいりました。加えて、大陸棚の石油、ガスや海洋資源の開発に利用する関係国との争いが深刻化しております。我が国周辺では領土領海問題を含め、海洋関係の境界争いなど安全保障上の問題が激しく、海域が重複するのはロシア、北朝鮮、韓国、中国、台湾、フィリピン、アメリカでありますが、いまだ一つとして最終的な合意に至っていないのが現状であります。このような様々な背景から、世界は海洋を分割管理する方向へ大きくシフトし、平成六年に国連海洋法条約が発効されたところであります。

そこで、まず、国土交通大臣にお伺いいたしました。

○松下新平君 実は、政府全体の海洋政策というくくりで質問をしたかったんですけれども、残念ながら、それを受けるところがないということで、あえて国土交通省に関する質問にさせていただきました。

国土交通省としては、この大綱を指針とし、海洋の安全の確保、海洋の治安・秩序の確保、それから国土保全、防災対策、海洋環境の保全、海洋輸送の確保、海事産業の振興、海洋気象や海底地形等の調査などの施策を総合的かつ戦略的に推進しているところでございます。

○國務大臣(冬柴鐵三君) 四面環海の海洋国家である我が国は、はるか昔から人や文化の往来、物の輸送、産業、生活等の分野におきまして海と深くかかわっており、海の恩恵を満身に受けてしましました。

一方、我が国の海洋をめぐっては、海上における安全や防災、海洋環境の保全、海洋の開発利用、そして海洋産業の活性化等、多くの課題がございます。これらは独立に存在するものではなく相互に関係があることから、関連する施策を総合的に進めていくことが必要であります。

このため、多くの部局で海洋に関する施策を進めている国土交通省といたしましては、海洋に関する課題についての基本認識と、それから基本的な施策の方向及び施策を推進するに当たっての基本的な考え方を、昨年の六月でありますが、国土交通省海洋・沿岸域政策大綱として取りまとめるとともに、昨年七月に国土交通省海洋・沿岸域政策推進本部を設置をいたしました。

国土交通省としては、この大綱を指針とし、海洋の安全の確保、海洋の治安・秩序の確保、それから国土保全、防災対策、海洋環境の保全、海洋輸送の確保、海事産業の振興、海洋気象や海底地形等の調査などの施策を総合的かつ戦略的に推進しているところでございます。

○松下新平君 実は、政府全体の海洋政策とい

くくりで質問をしたかったんですけれども、残念

ながら、それを受けるところがないということで、あえて国土交通省に関する質問にさせていたしました。

御案内のとおり、漁業については農林水産省、海底資源については経済産業省、外国との交渉については外務省、海上輸送は国土交通省と総割りの海洋関係行政を総合調整する仕組みが不十分でありましたし、責任の所在も不明確であります。

このことは次の質問に続けたいと思います。

次に、法案提出者の皆さんにお伺いいたしま

す。議員提出となりました背景と経緯についてお伺いいたします。

この条約の発効により、海洋国家たる我が国としては政策をしっかりとリードしていくことが求められておりました。そこで、これまでの政府の取組のうち、国土交通省の海洋政策についてお伺いいたします。

第四に、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととしております。

第五に、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととしております。

○衆議院議員（石破茂君）お答えを申し上げます。

今委員からお話をございましたような歴史的な経緯がございまして、国連海洋法条約の採択、発効あるいは国連海洋開発会議、リオ地球サミットと申しますが、そこにおけるアジェンダ21の採択というものがございまして、各国とも一元的に海洋政策に取り組む、そのような体制を整えておられるわけでありますが、我が国においてはそれがなかつたということをございます。

これはもう委員御案内とのおり、本当に七つの役所が絡むわけですよ。つまり、農水、経産、外務、防衛、国交、文科、環境ですか、七つの役所がそれぞれある。それはもう何も海洋に限らずそうなんですが、縦割り行政ということになつておつて、それぞれがいろいろ考え方でやつていわけですが、それを一元的にやつていかねばならぬ。政策を一元化し、そしてまたその遂行も一元化するような方針を示すことが必要であろう。となるならば、これは政治の強いリーダーのシップによってやっていかねばならない、さればこそ議員立法であろうということであつたかと私は存じております。

昨年、そのような海洋基本法研究会といふものを設立をいたしまして、これは自由民主党、公明党、民主党の議員、あるいは有識者から成ります。そのような研究会を設立をいたしまして、十回にわたつて議論を重ねてまいりました。それを受けまして各党でいろいろとまた議論を積み重ねました結果、海洋基本法案というのを策定した次第でござります。

したがいまして、我が国としてもこの法案は是非とも制定をいたしまして、委員御指摘のようない、世界六番目とも言われるような広い経済水域、排他的経済水域、これを管轄する海洋政策が総合的かつ体系的に推進されるようにいたしました。それと言葉で言えば、島国から海洋国家へといふことなのだと思つております。それに資するための法案であると、かように承知をいたしてお

る次第でございます。

○松下新平君 どうもありがとうございました。

超党派で政治のリーダーシップという強い意気込みでこの法案の策定に当たられたということでありました。どうぞ、その思いが法案が成立して運用まで続くようにお願いしたいと思っております。これは執行部の方にお願いしたいと思いま

す。それでは、当然、諸外国の様々な取組を参考にされたと思いますけれども、その点について法案提出者の皆さんにお伺いいたします。

○衆議院議員（大口善徳君） 諸外国の例でございますけれども、これはやはり国連海洋法条約が一九九四年十一月に発効し、そして一九九二年にこのアジェンダ21が採択されて以来、諸外国は海洋に関する様々な施策を実施するための制度的枠組みを整えて海洋政策に積極的に取り組んでいると承知しております。

米国は、海洋をよりきれいで健全で生産的なものにすることを目指した米国海洋行動計画を二〇〇四年に策定しています。韓国は、海洋政策への優先的取組や海洋産業の競争力強化を通じた先進海洋大国を実現することを目指した二十一世紀海洋水産ビジョンを二〇〇〇年に策定しております。中国は、海洋資源を合理的かつ持続的に利用し、海洋経済の一層の発展を促進することを目指した二十一世紀中国海洋政策大綱を一九九六年に策定しています。これらの諸外国の海洋政策は総合的に推進をしております。

また、安全水域に関しては、主要な諸外国では、国連海洋法条約に沿つて排他的経済水域等において安全水域を設定する制度を整えていると承知しております。

○松下新平君 条約の発効から十三年たつておるわけですけれども、その間に諸外国のいいところを参考にされた、また日本に合う形で取り入れた

ということだらうと思いますが、ありがとうございます。

次に、先週の中国温家宝首相の訪日についてお伺いしたいと思います。

この法案にも日中間の課題解決という大きな期待が寄せられておりました。私も大きな期待を持って国会演説を拝聴いたしました。しかし、国会演説、首脳会談、共同記者会見の記録を子細に分析しますと、中国の対日政策の基本は何も変化していないと言わざるを得ません。表現が從来のものより多少和らいだというだけであります。

基本が何も変化していないのに、これが変化したかのよう受け取つて対外交に臨めば、しつべ返しを食らうのは日本側であります。

そこで、中国側の対応の中で象徴的で、本法案にも関係する東シナ海ガス田問題について外務省にお伺いします。これは安倍総理の掲げる戦略的基本が何も変化していないのに、これが変化したかのよう受け取つて対外交に臨めば、しつべ返しを食らうのは日本側であります。

共同記者会見では、双方が受け入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行うと記されています。これが果たして合意と言えるのでしょうか。実際、中国外交部は、首脳会談と記者会見の後、翌十二日の北京での定例記者会見で、中国の海洋権益が及ぶ範囲は沖縄トラフまでであり、日本側が提示する中間線が日中を分けるという解釈は採用しないと改めて主張しております。しかも、十一日には、白権に加えて権で中国海洋石油がガス生産を開始したと発表し、定例記者会見では、個々の企業の具体的な活動状況は把握していないが、主権に基づく正当な活動だといった趣旨のことを平然と述べております。日本側が主張してきた、地下構造が中間線にまたがっている可能性があるために開発中止すべきとの再三にわたつての求めは全く無視されております。

まず、このことに対する外務省の御所見を求めます。

○政府参考人（伊原純一君） ただいま委員御指摘のとおり、中国の外交部の報道官は、十二日、記

者会見におきまして、中国側の開発活動は日本側と争いのない海域で行つていると、中国が主権的権利を行使する正常な活動なんだというふうに述べております。

これに対する私どもの見解でござりますけれども、私どもとしては、このような中国側の立場を受け入れることはできないということをございます。

理由としては主として二つございます。

まず第一に、今委員も御指摘ございましたけれども、この権力がいつましても、日本側の調査によれば、構造が中間線の日本側まで連続している可能性があるということを確認しております。

二つ目の理由でござりますけれども、これは日本は、国連海洋法条約の関連規定に基づきまして、領海基線から二百海里までの大陸棚及び排他的經濟水域の権限を有していると、その上に立て、隣国と二百海里が重なる部分については中間線を基に境界画定を行うと、そういう立場を取つていいわけございます。しかし、中国との間ではいまだにこの中間線でもつて境界を画定するということは合意されていないのみならず、中国は我が國の中間線に係る主張を認めていないと、そういう状況でございますので、今そのような状況においては、日中間の境界画定が行われるまでには、その係争となつている海域、つまり日本が権限を有している二百海里の海域に位置しているガス田についてはやはり中国としても慎重に対応すべきであるということで、この権は正にそういう立場でござります。

○松下新平君 ただ、報道によりますと、一定の進展はあつたとか発言を擁護するようなコメントも出されておりまして、なかなか明確に中国側に伝わつてゐるかは疑問であります。

今回の日中共同記者会見では、東シナ海問題

を適切に処理するため、東シナ海を平和、協力、友好の海とすることを堅持し、最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互恵の原則に基づき共同開発を行う、双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行うとされております。

それでは、今回のプレス発表での双方が受入れ可能な海域、この双方が受入れ可能な海域に対する見通しについて外務省にお伺いします。

○政府参考人(伊原純一君) 今御指摘のとおり、

今回の日中首脳会談におきましては、東シナ海を平和、協力、友好の海とするために共同開発を行うということでは一致しておるわけですが、それでも、その共同開発を行う海域については、首脳会談に至るまで相当局長級等で協議を行いましたけれども、合意することはできなかつたわけでございます。

したがつて、今後の課題としては、正に委員御指摘のとおり、共同開発を行う海域について協議をしていくこと。ただ、そのときには一つの考え方として、双方が受入れ可能な比較的広い海域という概念、この概念を基に今後鋭意協議をしていくということにしておりまして、まず、五月にも次回の局長級の協議を行ふ方向でございます。

それから、本年秋にこの共同開発の具体的方策を首脳に報告することを目指すことが今回

首脳間の共通認識として合意されておりますので、その実現のために協議を今後加速して、対話を通じて、我が国の主権的権利を確保しつつ、迅速な解決を目指していくふうに考えております。

○松下新平君 是非、共同認識の中のお話があ

ましたプロセスを加速させて、今年の秋、再び安倍総理が訪中される際には何らかの方向性が出ることを望んでおります。

中国が主張する東シナ海境界線は日本が主張する両国の地理的中間点と相入れず、境界線を画定

するには至つておりません。現在も白樺油ガス田

では、中国は日中地理的中間線の日本側までも含

めて開発を行つておりますが、中止を求める我

国に対して、中国は中國側の海域で資源開発を行つておると主張しております。これでは、中国

の日本海域での開発は続きますが日本は中國側で

は開発ができないことになり、日本だけが譲歩し

ていることではないでしょうか。このことについて資源エネルギー庁にお伺いいたします。

○政府参考人(岩井良行君) お答え申し上げま

す。

今し方外務省の方からも御説明申し上げました

ように、基本的な考え方といたしましては、我が

国の主権的権利を確保しつつ、東シナを平和、協

力、友好の海とするということで各般の協議を続

けているところでございます。局長級あるいは技

術専門家会合等が開かれ、四月十一日に行われま

した日中首脳会談では、次回局長級協議を五月に

開催するという合意を見ております。

こうした協議を通じまして、私どもは、東シナ

を先ほど申し上げましたような平和、協力、友好

の海とすべく迅速な解決を図つて協議を続けてい

きたいというふうに考えております。

○松下新平君 引き続き、よろしくお願ひいたし

ます。

次に、法案提出者にお伺いいたします。

ただいまの議論をお聞きになつたと思ひますけ

れども、正にこの法案提出の背景と経緯を述べて

いただきました。その中の一つであります東シナ

海などの領土問題の解決のためにこの法案をど

うように反映されたんでしょうか、またそれによつ

てどのような効果が期待されるのでしょうか、お

伺いたします。

○衆議院議員(西村康稔君) お答えを申し上げた

いと思います。

今回、提案をいたしました二つの法案でありま

すけれども、今委員御指摘のありました東シナ海

を始めとする特定の海に限定したものではなく

て、日本が権益を有するおよそすべての海域にお

いて積極的に資源開発は進めていこうと、そういう意図で我々、提案をしたわけでございます。

具体的には、海洋基本法では十七条に海洋資源の開発について推進を図るということを示しておりますし、そのことを踏まえつつ、政府は基本計

画を作り、その中で積極的に資源開発を進めいくということを期待をしているわけであります。

また、併せて提案をさせていただいております。

ういう法案の趣旨にしておりまして、この二法案が成立をした暁には政府において積極的に海洋資

源の開発が推進をするということを期待するわけ

であります。

特に、安全水域法案に基づいて試掘をしたいと

いう企業もあるようですから、それらの企

業と連携をしながら、海洋構築物を設定した場合

に安全水域を設定して海洋資源の開発がスマーズ

に進むように、そして周辺の船舶の航行の安全が

確保できるように期待をしているところであります。

いずれにしましても、この二法案、是非成立を

させていただきまして、我が国の権益に及ぶ水域

における海洋資源の開発が積極的に進むことを期

待をしている次第であります。

○松下新平君 ありがとうございました。是非、

その効果を私も期待したいところであります。

次に、本日は法案提出者の中で、民主党を中心

になつてまとめてこれら細野議員もいらつしや

いますので、ここで二、三お伺いしたいと思いま

す。

まず、民主党が提出していた海底資源開発法案

並びに排他的経済水域等における天然資源の探査

及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他

の権利の行使に関する法律という海洋権益二法案

についてお伺いいたします。

この二つの法案を提出するに至った当時の問題

意識と基本的な考え方をお尋ねいたします。

○衆議院議員(細野豪志君) 松下委員にお答えを

いたします。

まず、この二法案を提出するに至りました基本

的な問題認識でございますが、これは先ほどから

それぞれ答弁者の方からありましたとおり、海洋

に関する政策というのが各省庁でばらばらで司令塔が不在であると、それを反映をして一九九六年に発効をしております国連海洋法条約というものに基づいての国内法の整備が全く進んでいない、

それを解決するためにとってこの法案の提出に至つたわけでございます。

具体的に申し上げると、一昨年の十月、我が党

は海洋権益に関する二法案を提出をしておりま

す。その趣旨でございますが、まず一本目の海底

資源開発推進法案でございますが、こちらにつきましては、海底資源の開発に関する基本計画をま

ず策定すべしということになります。そして、それを実現するために海底資源開発推進本

部を、これを設置をして総合的な施策を推進をす

るという形になつております。その趣旨でございますが、まず一本目の海底資源開発推進法案でございますが、こちらにつきましては、海底資源の開発に関する基本計画をま

ず策定すべしということになります。そして、それを実現するために海底資源開発推進本

部を、これを設置をして総合的な施策を推進をす

るという形になつております。その趣旨でございま

す。

もう一本の方でございますが、私どもこれはい

わゆるEEZ主権法と呼んでおりますが、これに

つきましては、国連海洋法条約というのが発効を

しております。その効果を私は期待したいところ

であります。

わゆるEEZ主権法と呼んでおりますが、これに

つきましては、国連海洋法条約というのが発効を

しております。

わゆるEEZ主権法と呼んでおりますが、これに

つきましては、国連海洋法条約というのが発効を

しております。

わゆるEEZ主権法と呼んでおりますが、これに

つきましては、国連海洋法条約というのが発効を

しております。

う限界がござります。それについて具体的に書いたのが今申し上げましたEEZ主権法ということですございます。

この部分に関しましては、先ほど西村議員の方から御答弁がございましたとおり、海洋基本法の二十一條 この法案の二十一條で安全確保について書かれてはおるんですが、これをもつて具体的に海保が行動できるという形になつておりますから、まだ今後の課題として残つたといふふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○松下新平君 ありがとうございました。民主党の案も相当盛り込まれたということでお答えをいたきました。

事前に与党案とそれと民主党案と、それぞれ協議をされたとお伺いしておりますけれども、この合意に至つた、合意形成の過程の話を少しあ伺いしたいと思います。

○衆議院議員(細野豪志君) 我が党がこの二法案を提出したのが二〇〇五年の十月でございます。その後、今回も改めて超党派でということで提出をしておりますが、自民党の方からも海洋構築物の安全水域の設定に関する法律案、これは公明党と協議をして出されておりまして、それが二〇〇六年の五月ということでございます。この辺りから与野党でこれを一緒にやろうという機運が出てまいりまして、昨年ほぼ一年間を掛けまして海洋

そして、最終的にはそれぞれの党内手続を経て、今年になりまして、まあ最終的には委員長提案ということでございましたが、実質的には三党の共同の議員提案という形でこの二法案の法案の提出に至つたということでございます。

○松下新平君 分かりました。民主党案、それぞれもう与党案よりも先に進められて準備をされたということですけれども、合意に至つてはいろいろ案を盛り込んでいただいたとということでありま

した。

ただ、その詰合いの中で、やはり民主党案が通らなかつたところもあると思うんですけれども、その違い点についてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(細野豪志君) まず、私どもが提出をしております海底資源開発推進法案につきましては、その中身がほとんど海洋基本法の中に反映をされたというふうに思つております。むしろ、我が党は、これ資源開発にかなり限定をした案ということで出しておつたんですが、それを海

洋全体、すなわち海洋の環境であるとか産業の振興であるとか国際協力の進展、さらに最も大きなものとして離島の保全、これEEZを考えると大変大事でございまして、一例を挙げますと、沖ノ鳥島が仮に日本の領土でなくなつた場合には、それだけで約四十万平方キロの排他的經濟水域が失われます。この四十万平方キロメートルというのは日本の領土よりも大きい面積でございまして、それぐらい離島の保全がこの排他的經濟水域の確保において大事だという認識を持っておりまして、それも入つたという意味では前向きにこの法案についてはとらえております。

特に我が党案が反映をされたところといたしましては、司令塔不在のところに本部をつくつて、そして担当大臣を置くというところが正に我が党が主張してきたところでござりますので、それが反映をしたところを大変高く評価をしておりまして、海洋立国としての第一歩を踏み出す法案として、私どもは自信を持って提出をしております。ただし、残つた課題といたしましては、先ほど少し答弁をいたしましたが、国連海洋法に基づくいわゆる違法な調査についての措置はまだこの法案には入つておりません。具体的には、日中の間には、争いを起さないための日中口上書という

洋全体、すなわち海洋の環境であるとか産業の振興であるとか国際協力の進展、さらに最も大きなものとして離島の保全、これEEZを考えると大変大事でございまして、一例を挙げますと、沖ノ鳥島が仮に日本の領土でなくなつた場合には、それだけで約四十万平方キロの排他的經濟水域が失われます。この四十万平方キロメートルというのは日本の領土よりも大きい面積でございまして、それぐらい離島の保全がこの排他的經濟水域の確保において大事だという認識を持っておりまして、それも入つたという意味では前向きにこの法案についてはとらえております。

○松下新平君 分かりました。

最後に一点お伺いいたします。それは、海上保安庁の位置付けについてであります。

船舶の安全確保や海上警備という危機管理体制など重要な役割を担う海上保安庁は、現在、国土交通省の部局ではなく、あつ、現在そうですけれども、より他の危機管理組織との連携が図られるよう組織改編を行うべきではないかという声も聞かれますけれども、この点についていかがで

しょうか。

○衆議院議員(細野豪志君) 先ほどの答弁、若干付け加えますと、日中の間に口上書が存在をいたしましたので、外交上、抗議はできます。ただし、その違法なものに対しての取締りができないといふことでございまして、そのことを付け加えさせていただきたいと思います。

今御質問いただいた海上保安庁の問題でござりますが、海上保安庁につきましては、今、国土交通省の方に存在をしておりまして、国土交通省という言葉はあるんですけど、巨大な官庁でございまして、その中に危機管理の部門が海上保安庁ということで、その下に存在をしていくと

いうことは、これ言わざがなですが、巨大な官庁でございまして、その中に危機管理の部門が海上保安庁といふことで、その下に存在をしていくと

ます。それが、そのほか資源エネルギー庁、水産庁などの連携も非常に重要であるというふうに思つておられます。それで、それを今の国土交通省の下にある海上保安庁でやり得るのかということについては慎重に見ていくたいというふうに思つております。

衆議院の方の決議でございますが、こういう部

分がございます。「海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実を図ること」ということ

でございます。

今般、この法律が成立をいたしますと本部がで

きます。その本部の下で様々な危機管理的なことについて海上保安庁がきちんと機能をするのか、それとも国土交通省の中の組織としてとどまるのか、その辺りをじっくり見極めた上で、私どもとしては組織の在り方にについて変更が必要であれば海上保安庁を危機管理部門として位置付けるといふことについて再度検討をしていきたいと、そんなふうに思つております。

○松下新平君 ありがとうございました。

諸外国の例も参考にしながら組織をつくられたということですけれども、やはり冒頭に申し上げましたように、縦割りの弊害がやっぱり出ておりますし、指摘もされておりますので、緊密な連携という言葉はあるんですけど、実際組織として私は更に独立した機関として海上保安庁を位置付けるべきだという観点からお伺いをいたしました。また、今後協議してまいりたいと思っております。

○松下新平君 ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

残りの時間で、与党側法案提出者の皆さんと政府側に質問をいたします。

まず、海上警備体制についてお伺いいたします。

尖閣諸島などの領海問題がござります。我が国

連携、そして防衛省との連携が当然のことであり

と考えます。この二法案が制定された場合に、海

上警備に対する期待は高まつてまいりますが、海上警備体制について法案提出者が期待するものはどうなものでありますか。

二 法案が制定された場合には、これらの法律の趣旨にのっとって、当然海上警備的確に実施されることが期待をされるわけでございます。ただいま細野議員からも海上保安庁についてお話がありまことに、海上保安庁につれては、海上の安

○松下新平君　ありがとうございます。
全、治安の確保を任務として、領海警備、犯罪搜査等、海上における法執行機関として業務を実施しておりますが、この海上保安庁においてもその強化体制を整えて、また関係機関とも連携して海上の警備を万全にすることを期待をしているところでございますが、委員御指摘のとおり、いろんな縦割り行政の問題があつて、先ほど細野委員から答弁ありましたように、衆議院の方でも特に危機管理に関する関係行政機関との連携を深めて組織体制の総合的な検討あるいは充実を図ることを決議したところでございます。

今期待をいただいたわけですけれども、同じ質問になるんですが、海上保安庁にお伺いいたします。この基本法が制定された場合に警備体制の増強も検討されていると伺っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(石川裕二君) 現在、海上保安庁は航空機が七十二機、巡視艇艇が三百五十六隻、これで備救難その他、様々な仕事をやっております。今お話しのように、この二法が成立しますれば、ますます我々の仕事、重要なになってくるということだと思つております。

ただ、その中で、実はこれららの船、飛行機につきましては昭和五十年代に整備されたものが多くございまして、犯罪の取締りや海難救助に一部支障を生じてゐるようなこともあります。さらに、新しいこのような海洋権益の保全などなどにつきましては、飛行機あるいは巡視艇艇の性能を上げる必要がございます。例えば高速化であると

かあるいは夜間対応能力であるとか、そういううと
うなことが必要だらうと思つております。
したがいまして、私ども、先ほど申し上げま
た全体三百五十六隻の巡視船艇、航空機七十二機
のうち、老朽化あるいは旧式化の進んだ巡視船艇
では約百二十隻、航空機につきましては約三十三
機、これについての代替整備等を緊急に行う必要
があるというふうに考えておりまして、十八年度予
算から本格的に着手したところござります。
十九年度予算におきましても、巡視船艇の新規十
二隻、継続十五隻、航空機、新規一機、継続十
機、このような代替整備等を図るための経費とい
うものを予算計上をさせていただいております。
できるだけ早く、これらの老朽化したものについ
ての巡視船艇、航空機の早期解消というものを
図つてまいりたいと考えております。
さらには、人員でございますけれども、現在、
海上保安庁の人員は一万二千三百人余でございま
す。これらの人員の中で様々な仕事をやつている
わけでございますので、私どもの任務をきちっと
果たせるように、この人員の増強ということにつ

いでも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

海洋基本法案の二十条ですけれども、これは日本船舶の確保、船員の育成及び確保の条項なんですが、それとも、この文言を盛り込んだ趣旨は何でしょうか。

ピーコク時で千五百八十隻あつたんですね。それが平成十七年は九十五隻になつた。それから、外航の日本人船員は昭和四十九年 五万七千人、これがピークでした。それが平成十七年で二千六百人になつていて、こういうことで、外航は日本船籍が非常に激減している、また日本人の船員も激減していると、こういう状況でございます。また、その中に団塊の世代、これも多くなっています。

内航海運につきましても、船員の高齢化、後継者不足がこれが顕在化していて、国内物流の基幹としての安定的な輸送の確保においても憂慮すべき事態にある。そこで、国として効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るために、日本船舶の確保、船員の育成及び確保その他の措置を講ずること、こういうことで第二十条を策定したわけでございます。

いずれにしましても、この諸外国と我が国の間の国際競争条件の不均衡、これは是正をしないといふ傾向はこれを歯止めができないと。そういう点で、税制においてもトン数標準税制、こうい

うものを平成二十年度の税制改正から導入してまいりたい、そういうふうに私も努力してまいりたいと考えております。

本法案でも日本船舶の確保、船員の育成及び確保、港湾の整備などが挙げられておりますけれども、中でも日本人船員の育成と確保は重要と考えております。自動航行中の針路の見張りを怠り、漁船など他の船舶と衝突する海難事故も多数起っております。この現状を考えますと、船員数の確保は義務であると考えておりますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○政府参考人(富士原康一君) 船員の育成それから確保の問題でございます。非常に日本経済を支える基本的な人間的なインフラであるというふうに私ども承知してございまして、一方でこれがなかなか

り脆弱化してきているという状況について、私どもも非常に強い懸念を今抱いている状況でございます。

数的な御説明はただいまございましたので重複を避けたいと思いますが、大きな方向としては二つあるというふうに考えてございます。

まず、外航海運につきましては、現在二千六百人というところまで減少しているわけでございまして、今後いかにして優秀な船員、海技者を確保、更に増大をさせ海技の持続可能な伝承を図っていくのかというものが外航海運の船員の問題でございます。

それから、内航海運につきましては、安定輸送を支える専門技術者としての優秀な船員、海技者を確保するための後継者をいかにして確保、育成し、世代交代を図滑に進めていくのかというところが大きな課題であります。

このため、私どもいたしましては、船員教育のあり方に関する検討会というのを設置してございまして、二ニーズに沿った質の高い船員の養成に向けた教育システムの改革をまず進めようということです。

少の一つの要因となっております内外の制度格差の是正も含めた広い視野から、外航海運の在り方あるいは船員教育の在り方について御審議をいたしております。具体的には、ピューマンインフラ部会というのも設置されてございまして、そこで先ほど申し上げました船員教育のあり方に関する検討会の結果も踏まえながら、今後の日本人船員の外航あるいは内航を含めた確保、育成策について審議をいたしているということでございます。

本年六月を目途に、六月中間取りまとめをしていただくということで今作業を行つてあるところでございまして、今後、それを踏まえた上で、

来年、平成二十年の所要の法整備も視野に入れながら私どもとしては本件に取り組んでまいりたいというふうに考えているところございます。

○松下新平君 ありがとうございます。

統きまして、法案提出者にお伺いいたします。海洋基本法案二十八条すけれども、これは海洋教育の条文でございます。まず、この趣旨についてお伺いいたします。

○衆議院議員(大口善徳君) 海洋国家、そしてまた海洋立国を目指す我が国は、やはり海を知る、海を守る、海を利用する、このバランスの取れた政策を推進していかなければいけないと思います。特にこの海を知ることが非常に大事でございまして、海を知ることによってやはり担い手というものが育つてくる。また、海洋科学技術については日本は世界一のそういう技術も持っていますね。そういうことで、そういうものも発展させていかなきやいけない。

そうしたことから、我が国が世界を代表する海洋立国として海洋に関する内外の政策課題に的確に対応するために、海洋に関する知識、能力を有する人材の育成が必要であると、大学、大学院、大学校等において学際的な教育及び研究が推進されるような措置を国が講ずるよう努力をすべきであるということにした次第でございます。

また、学校教育、社会教育において、子供のころから海洋に慣れ親しむことが、これが国民が海洋について理解と関心を深めることになるということでございまして、この点も非常に重要なことからこの二十八条を策定したわけでございます。

○松下新平君 ありがとうございました。
それを踏まえて文部科学省にお伺いいたしました。

海洋国家である日本において、海洋の重要性、これは環境保全面、貿易面、鉱物資源面、漁業資源面、領土面、それらを子供のころから認識させることも重要なと考えます。この法案では、学校教

育、社会教育における海洋に関する教育の推進が

うたわれております。海洋に関する教育推進ためのカリキュラムの充実は大変重要なと考

えています。

しかし、学校教育で海洋に関するものはどの程

度あるか調べてみましたところ、小中の義務教育

の学習指導要領には海という字は出ておりま

せん。もちろん、総合的な学習の時間での取組はなされていましたと推察はいたしました。

ただし、海洋教育の現状を教科書の記述から調

べた日本大学理工学部の横内憲久教授の論文によ

りますと、義務教育、小中学校の社会、理科、生

活・地理、歴史などの教科書を調べたところ、海

洋教育を充実していくことで我が国の海洋國

家としてのアイデンティティーを確立することが必要であると思います。今回、海洋基本法案が成立しても、国民が海に関する関心を持たなくなりってしまうことを危惧しております。

海洋教育を充実していくことで我が国の海洋國

家としてのアイデンティティーを確立することが必要であると思われます。今回、海洋基本法案が盛り込まれたことで文部科学省としてどのように推進していくお考えか、御所見をお伺いいたしま

す。

○政府参考人(布村幸彦君) わかりました。

海に囲まれた我が国にとりまして、国民一人一人

人が海洋についての理解と関心を深めることは重

要な課題と認識しております。義務教育を含めま

して学校教育におきましても、小中高等学校の發

達段階に応じまして、社会や理科などにおいて海

洋に関する学習を行うことといたしております。

そのようなことからこの二十八条を策定したわ

けでございます。

○松下新平君 ありがとうございました。

それを踏まえて文部科学省にお伺いいたしま

す。

海洋国家である日本において、海洋の重要性、これは環境保全面、貿易面、鉱物資源面、漁業資源面、領土面、それらを子供のころから認識させることも重要なと考えます。この法案では、学校教

育、社会科におきましては、地理的な分野におきまして、日本の周辺の海や海岸、海流、海

溝、大陸と海洋の分布などについて地球儀や地図を活用しながら学習を行っております。また、公

民的な分野というところでは、国家間の相互の主

権の尊重と協力についての学習の中で、領海、領

土、領空などについて学習することをしておりま

す。これらはいずれも教科書においても取り上げら

れ、地図、あるいは公海、経済水域、領海などに

ついても具体的に取り上げられているところでござります。

現在、教育課程の基準の見直しの作業を文部科

学省において行っているところでござりますけれ

ども、その審議の中では、今回の海洋基本法案の

御趣旨、それからまた、今回の見直しの中でも、

国家社会の形成者としての資質の育成を図るために

基礎的、基本的な知識、技能として、我が國の

領土など国土の地域構成を確実に定着させること

が重要であるという方向も出ておりますので、こ

の海洋基本法案の趣旨などを踏まえまして、学校

教育におきまして海洋に関する教育が適切に行わ

れるよう今後とも努めてまいりたいと考えております。

○松下新平君 ベトナムでは、金の森、銀の海と

いう、豊かな自然に恵まれているという教育をさ

れているそうだと思います。それに対して日本はい

かがでどうですか。狭い国土で資源も乏しいとい

ことを植え付けるような教育になつていているのでは

ないでしょうか。日本の教育においても、この

海、海洋に関してポジティブな姿勢でこの重要性

についてしっかりと教育をしていただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

もう時間も迫つてしまいましてけれども、文部

科学省にもう一問お伺いいたします。

平成十四年八月の科学技術・学術審議会、長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について答申が出されております。その中に人材育成の推進の項目がありまして、海洋教育の充実

として、大学・大学院や水産系の高等学校等の教

育において海洋科学技術の分野や海洋に関する国際・国内ルール等について幅広い知識を有した人材の育成を推進し、国際的な立場で活躍できるよ

うにすることが必要である、中略、その際、海洋

学院の専攻名に海洋を用いる等の工夫をすることも重要であると書かれております。

しかし、高等教育の場である大学、国立大学の理工学部には海洋学科というものがないそうであ

ります。旧東京商船大学である東京海洋大学はありますけれども、平成十八年度の全国大学一覧を見ても、四年制大学で海洋を学科に掲げているの

はゼロだそうです。お隣の韓国では、海洋学科がある大学は十二校もあるそ�であります。

答申でこのように重要性を指摘しているにもかかわらず、専攻名に海洋を用いる等の工夫は依

然としてなされていない現状であります。今後の海洋に関する様々な研究や技術開発などが世界に後れを取ることなく発展していくために、やはり高等教育の充実が求められます。

文部科学省は、今後の高等教育における海洋関連教育研究についてどのように充実を図り推進していくお考えかをお尋ねいたします。

○政府参考人(辰野裕一君) 大学における海洋に関する人材育成につきましては、現在十七大学二十学部三十六学科にわたりまして、海洋学部、生物資源学部及び水産学部などの海洋関係の学部、学科において、海洋環境、海洋生物、海洋資源についてなど様々な角度からの教育研究の取組が行われているところでございます。

最近の特徴的な取組の一例を挙げますと、先生

御指摘ありました東京海洋大学、これは東京商船

大学と東京水産大学が統合してでき上がったわけ

でございますけれども、その発足の当初におきま

して、国際的視点での海の利用、資源の利用、海

洋利用の政策提言を行える問題解決型の人材を育

成するという観点から、平成十六年に海洋政策文

化学科というのを新たに設置しております。

のような取組は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有するという海洋基本法案と方向を一にする取組だと考えております。

また、海洋という名称を付した学科名もこれは増えておりまして、例えば東海大学の海洋学部では海洋文明学科ということで、これも幅広い立場からの政策提言を行える人材の育成というものが行つておるところでございます。

今後とも、海洋にかかわる人材の育成というこの重要性にかんがみまして、海洋基本法案の趣旨も踏まえたこれらの積極的な取組に関しまして、引き続きしっかりと支援をしてまいりたいというふうに思つております。

○松下新平君 よろしくお願ひいたします。

もう時間も参りましたので、最後にまとめをしたいと思います。

海洋についていろいろ質疑をさせていただきました。日本が、面積だけでも世界六位ということもありますし、また様々なことでこの海洋は永遠にこの日本に恩恵をもたらしているわけであります。教育の世界、教育の分野でもしっかりとこれを伝えることも重要であるということも指摘させていただきました。

今、憲法改正、この政治日程に具体的に上がるところまで参りましたけれども、私はこの海洋という言葉を環境という言葉とともにこの憲法の中に位置付けるべきではないかという考え方を持つております。申し上げてまいりましたように、海洋国家を標榜する日本、そしてそこからたくさん恩恵を受けている日本、この憲法の中に海洋国家としての日本の位置付けをしっかりと明確にするためにも、この憲法の中でも具体的に論議していくたいと思つております。

また、日本近海でのマタンハイドレート等の開発も大変期待をされておりますし、また最近、この海洋とまた別次元ですけれども、宇宙開発議員連盟が与野党に設置されたとお伺いしております。未知の部分で共通するところがあると思いま

すが、そちらともまた連携を取れるところはしっかりと取つていただきたいと思っております。

そろそろ時間も参りましたので、こちらで私の質疑は終わらせていただきたいと思っております。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

本日は海洋基本法を中心的に質問をさせていただきます。

改めて申し上げるまでもないわけであります

が、我が国は四方を海に囲まれておりまして、大小合わせて六千八百もの島々から成つておる国でござります。海岸線の長さにおきましても世界で六番目の長さを有している国でございまして、先ほど、縦割りの弊害という話もございました

が、ますますこれから海洋政策が増えてまいりますが、ますますこれがから海洋政策が増えてまいります。我が国は四方を海に囲まれておりまして、大小合わせて六千八百もの島々から成つておる国でござります。海岸線の長さにおきましても世界で六番目の長さを有している国でございまして、先ほど海の面積は世界で六番目という話もございましたが、我が国は四方を海に囲まれておりまして、大小合わせて六千八百もの島々から成つておる国でござります。海岸線の長さにおきましても世界で六番目の長さを有している国でございまして、先ほど、縦割りの弊害という話もございました

が、ますますこれがから海洋政策が増えてまいります。

○衆議院議員(塙谷立君) 我が国では、これまで

海上帝の安全確保、あるいは海底資源の開発、漁業資源の管理、海洋環境の保全、あるいは外交、さらには研究開発の推進等等、広範な分野にわたる海洋政策については、大変な課題に対し総割り行政というそういうこともあり、内閣官房においてもその調整を行つてきたわけですが、必ずしも十分でないということは今御発言のとおりでございまして、これに対し、国の安全確保等も含め、様々この時代の変化になつて海洋にかかる案件がまた多く出てきた。そういう観点では、この海洋政策をより強力に推進していくことが必要であるということで、この海洋基本法を制定するに当たつて、大変その点が重要な点だと思つております。

今回、海洋基本法については、多くの方々の努力で提案されて審議されるということは非常に我が国の海洋政策についても重要であつて、この前進を我々としては期待しておるところでございまして、今後具体的な案件に対しても、この海洋基本法の制定によって総合的に調整して進められるものと確信を持っています。

○谷合正明君 その総合的に推進する、調整する役割として、このたび総合海洋政策本部が内閣官房の方につくられるわけでござります。

○衆議院議員(塙谷立君)

我が国では、これまで

がまた一つの議論だとは思います。これは運用の問題かもしれません、この総合海洋政策本部が

軌道に乗るために一番何がポイントなのかとい

うことをお伺いいたします。

○衆議院議員(石破茂君)

それはもう一言で言つ

ちやえは総理大臣の強力なリーダーシップ以外あ

り得ないということです。ですから、どこに置こ

うが、内閣官房に置こうが内閣府に置こうが、そ

れはどちらでもよかつたわけですが、何で内閣官

房に置いたかといえば、最終的な総合調整の権能

を持つているのは内閣官房であるということが決

定的な理由であつたと思つております。

では、内閣官房に置いたらちゃんと動くのかと

いえば、やはりそれは総理大臣がこの認識を持

つたという御認識をきちんとお持ちになつて、強烈

なリーダーシップの下にまさしく最終的な総合調

整権限というものを生かすか生かさないかという

ことでありまして、どこに置くのかと同時に、ま

さしく委員御指摘の運用、そのかなめは総理大臣

のリーダーシップ以外にあり得ないと思っており

ます。

○谷合正明君 よく分かりました。

それはやはり総理の強いリーダーシップが必要

であろう。また、この質問の後ほどで政策担当

大臣の在り方に、在り方というか、だれがふさわしいのかについても伺いたいと思うんですけれども。

まずその前に、我が国の海洋政策が遅れてきたもう一つの理由としては、縦割り以外には公海自由原則をこれまで掲げ続けてきた過去があるといふふうに言われております。例えば水産業一つに取りましても、我が国の水産業、水産資源に対する認識というのは、法的にも自然の恵みとして無主物、所有者がいないとされる、そういう位置付けがされておつて、したがつて早く取つた者勝ちだと、そういうような発想になりがちではございました。

しかしながら、これまで我が国は近隣諸国と比べまして総合的な海洋政策が出来ておつて、我が国の海洋政策が国家戦略としております。我が国の海洋政策が増えてまいりたが、ますますこれから海洋政策が増えてまいりたと、そういつた中であくまでもこの政策本部といふのはスタートであつて、つづつたからといつてすぐうまくいか、機能するかどうかというのがまた一つの議論だとは思います。これは運用の問題かもしませんが、この総合海洋政策本部が軌道に乗るために一番何がポイントなのかといふことをお伺いいたします。

○衆議院議員(石破茂君) それはもう一言で言つちやえは総理大臣の強力なリーダーシップ以外あります。我が國の海洋政策が国家戦略として運用の問題からもしませんが、この法律案があるわけですが、現実にはまだまだ法的にも海洋に関する国内法が追いついていませんして、漁業あるいは大陸棚資源、深海資源などが国家あるいは人類共通の財産として管理されることになつたわけがありますが、現実にはまだまだ法的にも海洋に関する国内法が追いついていませんといふこともあります。

そこで今回の法律案があるわけですが、この法律案の意義について、また果たす役割についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○衆議院議員(大口善徳君) もちろん公海の自由あるいは航行の自由というものはしっかりと確保されなきやいけないことは確認をしておきたいと思いますが、この法案の第一条に、「海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素である」、こういうように海洋というものをこの第一条で位置付けておつて、そして我が国はこういう海洋法に関する国際連合条約等に基づいて、「我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要である」と、こういうふうに記述し、そして、

「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生が重要である」と、こういうふうに記述し、そして、

に貢献することを目的とする。」と、こういう形で目的の中、第一条の中でこの海洋というものを位置付け、そしてまたこの法律の目的を位置付けているわけでございます。

したがつて、この法案は近隣諸国との海洋権、

海の洋権益の争いを意図するといふものではもちろんなく、国連海洋法条約等による海洋に関する国際的なルールにのつとり、海洋に関する我が国の海洋政策が総合的、体系的に推進されることとなるものと期待しております。

○谷合正明君 分かりました。
具体的な法案の中身に質問をさせていただきましても、この海洋基本法を受けて期待されるもの一つとしては、鉱物資源の開発利用について書かれた第十七条の部分があると思います。

この第十七条におきましては、石油、可燃性天然ガス、あるいはマンガン鉱、コバルト鉱といつた、これはレアメタル、希少金属が具体的に明記されております。特にレアメタルについては、陸上部での埋蔵量が少ない上に、偏在性の高い金属でござりますので、日本はこれほど大半を輸入に頼っております。しかし、電子部品などから燃料電池でござりますとかそういう分野で非常に大きな需要が見込まれております。海外の需要に左右されないで必要な数量を安定した価格で確保したいといふ要望もあるわけでございますが、本法律を受けて、この鉱物資源の開発利用の推進のために海洋産業の振興をどのように図っていくことが望ましいと考えているのか、その点についてお伺いいたします。

○衆議院議員(西村康稔君) お答えをいたしたいと思います。

委員御指摘のとおり、我が国はいわゆる資源小国でありまして、石油のみならず鉱物資源も大宗を海外に依存しているという国でありますけれども、御指摘のとおり、我が国の排他的経済水域を

始めとしてこの権益の及ぶ水域には様々な鉱物資源の可能性が指摘をされているわけでありまして、この資源の安定供給の観点から、この開発は極めて重要な政策課題であるというふうに考えているところであります。

その考えに基づいて十七条を作らせていただい

たわけでありますけれども、これまで何が、どんな資源がどこにあるのかというデータがなかなか十分に取得をされてないということがありますの

で、そういう水域については国が積極的に物理探査などの資源調査を展開をしておりまして、その結果の提供が非常に重要な役割を果たしているというところであります。この調査、そして調査が積極的にこの資源調査、更に言えば開発に取り組んでいくことを期待をしているところであります。されども、委員御指摘のとおり、我が国周辺、自然ガス床が期待をされておりました、あるいはメタンハイドレート、これはシャーベット状になつた天然ガス、メタンでありますけれども、これも我が国が消費する一年間の天然ガスの消費量の百年分ぐらいためにこの開発、実用化的可能性、これどのよう広がっていくことを期待するのか、先ほどの同じよう

いうふうに認識をしております。

この海洋基本法の成立に伴いまして、是非政府

が積極的にこの資源調査、更に言えば開発に取り組んでいくことを期待をしているところであります。されども、委員御指摘のとおり、我が国周辺、

自然ガス床が期待をされておりました、あるいはメタンハイドレート、これはシャーベット状になつた天然

ガス、メタンでありますけれども、これも我が国が

が消費する一年間の天然ガスの消費量の百年分ぐらいためにこの開発、実用化的可能性、これどのよう広がっていくことを期待するのか、先ほどの同じよう

いうふうに認識をしております。

この海洋基本法の成立に伴いまして、是非政府

が積極的にこの資源調査、更に言えば開発に取り組んでいくことを期待をしているところであります。されども、委員御指摘のとおり、我が国周辺、

自然ガス床が期待をされておりました、あるいはメタンハイドレート、これはシャーベット状になつた天然

ガス、メタンでありますけれども、これも我が国が

が消費する一年間の天然ガスの消費量の百年分ぐらいためにこの開発、実用化的可能性、これどのよう広がっていくことを期待するのか、先ほどの同じよう

いうふうに認識をしております。

○谷合正明君 正に今おっしゃられた國、政府が積極的に関与していくという部分であると思いますが、もう一つ可能性のあるものとしては海洋の自然エネルギーというものが私はあると思つております。海洋の自然エネルギーを合算すると、現在の人類が使用している全エネルギーを上回るという試算もあるそうでございます。

海洋の自然エネルギー、例えば波、潮の干満の流れ、あるいは海上の温度差、あるいは洋上の風力発電といつたいろいろなものがあるわけであります。コスツや技術の問題もあるわけでございますが、この本法律を受けて、この海洋エネルギーの開発、実用化的可能性、これどのよう広がっていくことを期待するのか、先ほどの同じよう

な趣旨になるかと思ひますが、よろしくお願ひします。

○衆議院議員(西村康稔君) 委員御指摘のとお

り、鉱物資源のみならずこの海洋を活用したエネルギー源、御指摘の波力発電であるとか潮汐発電

というふうですかね、潮の干満とか流れを活用した発電、こ

ういったものの可能性も指摘をされているわけであります。国内で過去様々な実証実験を行つて

きておりますけれども、現在のところ航路標識のあのブイ、ブイ向けの波力発電を除いて実用化には至つていらないというのが現状であります。

一方、海外では、波力発電についてはイギリスで、潮汐発電についてはフランスで、幾つかの例

は実用化された例があるところであります。この海洋基本法の制定を契機に、いま一度海洋を活

用したエネルギー源としての海洋の活用方法を是非政府においても検討を進めていただきたいとい

うふうに思うところでありますけれども、発電効率の低さとか、おつしやられたコスト、経済性の低さということがありますので、直ちに実用化でき

るということではないと思ひますけれども、洋上の風力発電なども北欧を中心世界ではこれかなり実用化されております。日本ではまだ北海道の二基だけと聞いておりますけれども、私の地元兵庫

県の淡路島でも洋上でやりたいという人もおりますので、そういう意味ではこういう法律、この法律の制定を契機にそういう動きが広がればといふふうに期待をしているところであります。

政府の方におきましても、是非、積極的に支援をして検討していくことがありますので、研究開発も含めて更なる取組を応援しておきたいとうふうに考えております。

○谷合正明君 ありがとうございました。

続きまして、第二十五条の二項に掲げております海岸管理の取組について質問いたします。

第二十五条の二項に、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸に着目したのかと。また、その海洋と沿岸域の一体的管理をどのように進めていくことが望ましいのか、その点についてお伺いいたしま

す。

○衆議院議員(大口善徳君) この二十五条の一項は、沿岸の海域とそして陸域について一體的な施策を講ずると。そして、特にこの二項で沿岸海域及び陸域のうち海岸というものに着目をしてこの規定を置いた。これは公明党の議員からの非常に強い要望がありまして、これが入ったわけでござります。

○衆議院議員(大口善徳君) この二十五条の一項は、沿岸の海域とそして陸域について一體的な施策を講ずると。そして、特にこの二項で沿岸海域及び陸域のうち海岸というものに着目をしてこの規定を置いた。これは公明党の議員からの非常に強い要望がありまして、これが入ったわけでござります。

そして、これは海岸というのは津波、高潮、波浪等の厳しい条件下にある。それから、多様な生物が生息、生育する、そして独特の景観を有している。そして、近年、海岸侵食が非常に速いペースで進行している。また、地球温暖化に伴う海面上昇、こういうこともありますて、一層海岸侵食が進行しているところが懸念される。一九〇八年から一九七八年の間、年七十二ヘクタールの侵食が、

一九七八年から一九九二年の間、百六十ヘクタール毎年侵食している、こういう状況があるわけでございます。

そこで、この二十五条の二項というものを置いて、しっかりとこの海岸について、この海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸の適正な利用

の確保に国が十分留意すべきことという形を規定させていただいだわけあります。

また、海岸と沿岸域の一体的な管理については、沿岸域の海域においてその問題が污水の排水やごみの流出等を通じ陸域の諸活動に起因していることから、海域について施策を講ずることだけでは沿岸の海域の資源、自然環境がもたらす恵沢を将来にわたって享受することが困難である、こういうことからでございます。

海洋基本法において一体的施策を講ずることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、そこににおける諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理をされるよう、関係諸機関の連携により必要な措置を講すべきとしております。

○谷合正明君 分かりました。

特に、海岸については我が国が、先ほど申し上げましたとおり、三万四千キロメートルの海岸線を有する国でもございますし、しっかりといた管理、これは地方自治体との共同もあるうと思いますけれども、私も期待をしているところでございます。

またちょっと脱線するかもしれません、私も、山も海岸と、海との一体的な観点を持った方がいいのかなと。よく山は海の恋人ですか、海は山の恋人だったかな、実はそういう観点も必要なんだろうなと思っておるわけでございます。それはちょっと脱線しますので省略しますけれども。

続きまして、第三十三条には海洋政策本部に海洋政策担当大臣を置くとございます。

先ほど石破委員の方から、何はともあれ総理の強いリーダーシップが必要であろうと、それはおっしゃるとおりでございます。もう一つ私は、やはりこの担当大臣の役割というのも非常に重要なと思っておりますが、この担当大臣、これだけがふさわしいのかといったところ、だれがふさわしいというのも変ですけれども、どこの大臣がふさわしいのかといったところについて、見解があればお願いします。

○衆議院議員(石破茂君) ここは、だれがどうと属人的な話になつてしまつますので、どの大臣がよろしいのかというようなことでお答えをするのが適切かと存じますが、これは本当に総理がお答えになることですから、これはもうどなたを総理がお選びになるかに懸かるわけですが、法案提出者の中でもこれもいろんな議論はいたしました。

やはり七省庁かわり合うわけですけれども、最も多くの分野がかかわっているのはやはり国土交通省ではないのかなという感じは持っております。つまり、海事局であり、あるいは海上保安庁でありということになります。

国土交通省、国土交通大臣というのがふさわしい候補の一つではないかという、何か持つて回ったような言い方で恐縮であります。そのように考へておるところでございます。ただ、もう、ほかにももちろん農水省とか環境省とか文科省とか経産省とか防衛省とか外務省とかいろいろございますが、今の感じではそういうようなのも一つの考え方かなというふうに考えておる次第でございます。

○谷合正明君

では最後に、今の答弁を踏まえて、やはり多くの分野をカバーしておる国土交通大臣、担当大臣はそれは総理が任命するわけでございますが、最後に冬柴国土交通大臣に、この法律を受けて日本の本格的な海洋新時代を開くためにどのように海洋政策に取り組んでいくのか、最後に決意を聞かせていただき、質問を終わらせたいとおもいます。

○國務大臣(冬柴鐵三君)

四面環海の我が国でございまして、海洋から多くの恩恵を受けてきております。また、今後の我が国の発展のためにも、海洋に関する施策に強力に取り組んでいくことが必要でございます。

○衆議院議員(塙谷立君)

お答えいたします。

○衆議院議員(石破茂君) 基本法の制定は誠に意義が深い、このように考えます。そのような観点から、その推進につきましては今後も積極的に役割を果たしていくべき、このような決意でございます。

○谷合正明君

我が国は、森とか水とか海とか当たり前、あるのが当たり前と思っているところがありまして、それがいつの間にか森林も資源も、あるいは私は水資源もこれからそうであると思つてゐるんですけれども、本当に手遅れにならないうちに手を打たないと駄目になると思っております。その意味で、我が国が海洋国家になるために、国土交通大臣の先ほど御決意聞かせていただきましたが、私も含めて、委員含めて頑張つていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○小林美恵子君

日本共産党的小林美恵子でございます。まず、提案者の皆さんにお伺いしたいと思います。この海洋基本法案を見ますと、国の海洋政策をそれこそ総合的に実施するために、基本理念そして国などの責務、基本計画、基本施策、推進体制と、正に政府全体で取り組む内容になつていています。

○衆議院議員(塙谷立君)

お答えいたします。

これまで、我が国については海洋政策について様々な案件がありますが、それぞれ各省において、七省が対応してきたわけでございます。先ほどの谷合議員の質問にもあったように、そういう継割りの中で行われ、同時に内閣官房においても調整に努めてきたわけでございますが、最近の海洋に関する多くの案件、あるいは時代の変化に伴ういろいろな事態に対して果たしてこの体制が十分であつたかというと、必ずしもそういう状況になかつたことも明らかでございます。

○衆議院議員(石破茂君)

基調として適切な施策が実施されるように政府一体となつて総合的に推進できるということで今回的基本法に期待しているところでございます。○小林美恵子君 もう一つ、そういうふうにして総合的にすることはどういう効果が期待できるのでしょうか。

○衆議院議員(石破茂君)

総合的に行うことでも時間の短縮が図れるんだと思つております。つまり、各省がいろんなことを言つておつてその調整ができない。でも、それを総合的にやるんだといふことであれば、政策調整の時間が短縮できるということでは、政策調整の時間が短縮できるということでは、政策調整の時間が短縮できるということでは、政策調整の時間が短縮できるということでは、政策調整の時間が短縮できる

○衆議院議員(細野豪志君)

小林委員にお答えを

いたします。

御指摘のように、この海洋基本法の中には海洋についての定義はなされておりません。また、国連海洋法条約という国際的な枠組みにおいても、地理的、空間的にそのもので限定をされたものではありません。したがいまして、この海洋基本法における法令用語としての海洋につきましては、地理的、空間的にそのもので限定をされたものではないというふうに考えております。

具体的には、この法律の中でいいますと、基本的施策のそれぞれの条文における海洋の言葉にそれぞれの条文の中でやはり限定をされるべきものであろうと、十九条では排他的經濟水域等の開発、ここで、十九条で書いてある海洋については、これは我が国のEEZ法に基づく排他的經濟水域及び大陸棚を海洋と言えど指すということであります。一方で、二十一条、海洋の安全の確保、この条文で言う海洋ということになつてまいりますと、日本の船は世界じゅうを当然航行しておりますから、日本が行くであろう世界じゅうの海をこれは指すということになります。また、十八条には海洋の環境ということが書いてありますが、環境ということになれば、これは当然一部に限定しても全く意味がありませんから、これもまた世界じゅうの海を指すということになりますまして、それぞれ条文ごとに海洋の意味するところが変わり、その範囲がそれぞれの条文において特定をされ得るということでございました。

○小林美恵子君 分かりました。

もう一つ、先ほどの議論の中で、海洋は人類共有的財産であるというお話をございました。それ自身はそういう御認識ということで確認していくでしようか。

○衆議院議員(細野豪志君) 目的規定にもござい

で、それは、小林委員御指摘のとおり、大前提としてこの法案では踏まえているというふうに考

ることでよろしいのでしょうか。

○衆議院議員(西村康稔君) お答え申し上げま

す。までも国連海洋法条約の枠内の国内法整備とい

うことであります。

○小林美恵子君 それでは、先ほども諸外国の例がございましたけれども、また衆議院のいわゆる審査の方も拝見させていただきましたけれども、他国に比べまして日本のいわゆる海洋政策の対応が遅れているというお話がございました。そういう対応の遅れという点、どういった点で他国と比べて日本の場合は遅れているとお感じになつてい

るのか、教えていただけるでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) 先ほども御答弁をさせていただきましたが、例えばアメリカは、二〇〇四年に米国海洋行動計画と、こういうものを策定して、そして海洋をよりきれいな、そして健全で生産的なものになると、こういう目標を目指してやつていている。それから、韓国につきましては、これは海洋政策への優先的取組とすること、そして海洋産業の競争力強化ということを通じて

先進海洋大国、これを実現するということを目指して二十一世紀海洋水産ビジョン、これを二〇〇〇年に策定している。中国は、これ一九九六年でございますけれども、二十一世紀中国海洋政策大綱、こういうものを策定して、海洋資源を合理的かつ持続的に利用し、海洋経済の一層の発展を促進するということを目指しているということで、

諸外国の海洋政策というのが海洋資源の開発、海洋環境の保全、海洋産業の発展等を総合的に推進する、こういう体制をしいている。

また、安全水域についても、主要な諸外国で国連海洋法条約に沿つて排他的經濟水域等において安全水域を設定する制度を整えている。

こういうことに比べますと日本は対応が遅れている点、こう考えております。

○小林美恵子君 国連海洋法条約の枠内だとい

うことでござりますね。

それで、その一条にもありますけれども、いわゆる海洋の平和的かつ積極的な開発という文言がございます。また、さらに、これは二条でようか、二条にも、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び云々とありますけれども、いわゆる積極的な開発というのがございます。ここで言います、いわゆる積極的な開発というのはどういう定義になるんでしょうか。

○衆議院議員(細野豪志君) 開発ということに

なつてまいりますとやっぱり対象がある程度イメージをしていただいた方がいいというふうに思いますので、まずそのことについて申し上げますと、海洋上の資源ということになつてまいります

と、大きく分けて水産資源と鉱物資源ということ

に分けられると思います。この法律案では、この海洋の開発につきましては、海洋の資源というのを開發と利用というのを一体としてとらえて二条でも書かせていただいております。

具体的な施策につきましては、やはり十七条を用いた上で、資源名を特定をいたしまして、石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱などといふ書き方をしておりまして、こういったものの開發を積極的に行っていくという趣旨で基本方針ですね、二条で基本的な考え方を示し、十七条で具体的な施策として書かせていただいているということでございます。

○小林美恵子君 では、海洋環境の保全に影響を与えるような開発については私自身は大変厳しく規制をされなくてはならないのではないかと思いまます、開発そのものを否定しているわけではございませんけど。

この法案でございますと、そういう点についてどのように担保されて、そういう海洋の環境保全に影響を与えるような開発についての規制というのはどういうふうに描かれているんでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) まず、一条に、海洋が人類を始めとする生物の生命を維持する上でもう不可欠な要素と、そして、その一条に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図るという形で、目的でまずきちっと書いております。

そして、第二条で、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和という形で二条で規定しておりますと、第一條の目的で、海洋法に関する国際連合条約その他の国際的条約に基づき云々というふうにございますので、まずそのことについて申し上げますと、海洋上の資源ということになつてまいります

そして、第十八条に、海洋環境の保全ということで、国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみという形でずっと書いておりまして、その他海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとすると、こういうふうに書いてあるわけですがあります。

そして、こういう基本的施策として、この第十八条に海洋環境の保全等と、こう書いてあるわけでございますが、これが海洋基本計画の中に盛り込まれまして、そして政府はそれをしっかりと推進していくという形になるわけでございます。

○小林美恵子君 要するに、まずは海上保安庁とども、いわゆる海洋環境保全に影響を与えるようないくつとも規制をしていくようなことが含まれているということですね。

○衆議院議員(大口善徳君) はい。
○小林美恵子君 次にお伺いしたいというふうに思いますが、政府の方にも質問をさせていただきたいと思いますので、少し飛ばしまして、今度は海洋構築物に係る安全水域の設定等に関する法案について少しお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(西村康稔君)

安全水域がまず設定された場合には、これ船舶交通の安全確保をしなければいけませんので、知らしめなきやいけませんので、まず事業所管大臣から安全水域の範囲を示すブイの設置等を事業者に対して要請をするということで、ブイを置いてここから先には安全水域になりますよと、いうことをしっかりと示すということをまずやります。

その上で、安全水域に許可なく船舶が侵入してきた場合でありますけれども、海上保安庁が安全水域を含む国内法、そして国際法に基づいて侵入船舗を停泊をさせた上で立入検査等を実施して、最初は警告することにならうと思うんですけれども、聞かない場合には停泊をさせて立入検査を

実施をすると。さらに、出ていかない場合には必要な取締りを行ってということになると承知をしています。

それで、私はちょっと時間がせいてきましたので、国交大臣にお伺いをしたいというふうに思っています。

○小林美恵子君 要するに、まずは海上保安庁といたことですよね。

私は、この法案の中で大変大事なのは、やっぱり海洋の環境保全、幾ら開発をしたとしても海洋の環境保全というのが一番大事だというふうに思います。

そこで一点お聞きしたいんですけど、今まで気中のCO₂濃度が大変増加をしていまして、その吸収源としての海洋の果たす役割が大きな注目を集めています。しかし、その海洋中のCO₂濃度も急増しておりまして、地球規模の気候変動を引き起こす要因になるというふうに研究者からの不安も高まっています。国交省も海洋・沿岸地域政策を掲げておられますけれども、こういう海洋環境の危機に関して、大臣はどのように御認識されていますか。

○國務大臣(冬柴鐵三君) 御指摘のとおりでございまして、今年の二月に公表されました国連の機関である、気候変動に関する政府間パネルの最新の報告書によりますと、この十年間で海洋は人為起源により排出された二酸化炭素の約三分の一を吸収しているという報告があります。ちなみに一九九〇年代は化石燃料等による排出量が六十四億トンプラス・マイナス四億トンというところであります。どうぞ、うち海洋の吸収量は二十二億プラス・マイナス四億トン、年間で十四億トンであったものが七十二億トンに増えますね、そういうことであつたようですが、二〇〇〇年から二〇〇五年は各年、今まで六

年間で、安全水域に許可なく船舶が侵入して、そして、しかしながら海洋の吸収しているものはやはり二十二億トンプラス・マイナス五億トン、余り変わっていないんですね。すなわち飽和

の報告書だけですけれども、いたします。

したがいまして、二酸化炭素の排出が続けばこの海洋が吸収できる容量というものはだんだん率が落ちてしままして、その結果、地球温暖化に伴いまして海水温が上昇すると。その結果、また海洋の二酸化炭素の吸収量が減少するというような悪循環が始まつて、地球温暖化が今後更に加速することまで懸念しなければならないというふうに思います。

したがいまして、今後も引き続き海洋環境の状況を厳しく監視しながら、この二酸化炭素の排出量というものについて抑制策を取つていかなければならぬというふうに考えております。

○小林美恵子君 もう一つ海洋環境保全に影響を与えるものとして、先ほどの議論もございましたけれども、資源開発について、いわゆる経済大国はメタンハイドレートについての海洋の開發の柱に掲げています、これその文書でございますけれども。このメタンハイドレートの開発は非常に危険だという指摘もございます。それが一たび爆発すれば人類は八十年で滅亡するという西澤潤一首都大学学長も警告をされておられますけど、こうした危険性が高い、指摘されている開発促進に対しでは、政府としてはどう対応するか、大臣はどのような御認識でしょうか。

○國務大臣(冬柴鐵三君) 国連海洋条約におきましては、各国に排他的経済水域等の海洋資源の開発に排他的な権利を認めていますが、その大前提として海洋環境の保全に関する義務に従ながら行わなければならぬということとされておりまます。このように、良好な海洋環境が人類の存続の基盤でありまして、これを将来にわたって引き継いでいかなければならぬことはもう言うまでもないわけでございます。

したがいまして、今言つたことは既に国際的に共通の認識であるというふうに考えております。我が国は四面環海、世界で第六番目と言われる広大な排他的水域を管轄する国でありますから、国際的協調の下に海洋の平和的かつ積極的な開発利

用と、そしてまた、海洋環境の保全との調和を常に図つていかなければならぬ、これが重要であるというふうに思つております。したがいまして、これを旨として海洋政策を実施していくなければならぬというふうに思つています。

○小林美恵子君 海洋環境保全が何よりも大事だという御答弁でございましたけれども、私も、本当にその海洋環境保全を中心据えまして、日本が海洋環境保全の先頭に立つているということを世界にアピールしていくかくちやならないと思っています。この提案されました基本法が、それがそういう機会になるようにということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○渕上貞雄君 社民党的測上でございます。まず、発議者の方に御質問いたしますが、日本は海洋国であり、国民の関心の強い海に関する基本法を制定することは必要なことだと思っております。

○衆議院議員(細野豪志君) まずこの海洋基本法に関して衆議院の方の議論でございますが、これは国土交通委員会の方でこの二法については全会一致で委員長提案という形になりました。まあ委員長提案ということでございましたので、法案そのものについての質疑という形にはなりませんでしたけれども、一般質疑という形を取りまして、

三時間、担当にかかる国土交通大臣等とのやりとりがございました。まあ委員長提案という形になりましたので、法案そのものについての質疑という形にはなりませんでしたけれども、一般質疑という形を取りまして、

取りもしております。その意味では、ある程度の審議は衆議院の方では行つたというふうな自負は持っております。

また、参議院の方でございますが、この件に関しては、我々は今衆議院側からお願いをしている立場でございますので、参議院の方の審議の在り方につきましては答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○渕上貞雄君 基本法では、環境の保全や持続、それから調和と言われているものの、海洋資源の積極的な開発利用や、海洋産業の振興、国際協力の強化に傾斜をしており、環境や生態系優先の視点が弱いように思われます。

また、海にとって大事な産業である水産業については、もちろん位置付けといふのをきちっと

位置付けるべきではないかとと思うのであります。が、発議者の御意見はいかがでございましょうか。

○衆議院議員(細野豪志君) 渕上先生がおっしゃるところ、良好な海洋環境というものが人類にとって、当然我が国にとって非常に重要であるということは私どもも大前提としておるところでございます。

そういう考え方に基づきまして、この海洋基本法の中では、まず総則の二条のところ、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和といふこと

をまず大前提としてうたっております。

また、それぞれの基本的施策のところでも、例えは十七条、これは開発について規定をしたところですが、前段で、海洋環境の保全について当然それを配慮するという規定を置いておりますし、個別の条文をこれ以上御説明は省かせていただきますが、それぞれの条文について環境の保全について懸念をされるところについてはかなり丁寧に書き込んだつもりでございます。当然、この法律の趣旨に基づいて海洋の開発利用がなされる場合には、それぞれの省庁において最大限の配慮を払うように我々としても今後も求めていかない、そのように考えております。

また、水産業についても御質問をいただきました。水産業につきましては、五条で、海洋産業の健全な発展というところの中に水産業についても位置付けております。また、十九条、十七条の、

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

<p

法、何か一般法のよくな名前になつてゐるんです
が、これは実は特別法でございます。また、全国
の五百一の港においては港則法という法律におき
まして航路における航行等の特別の交通ルールを
定め、海上交通の安全の確保を図つてゐるところ
でございます。

今これを特別法から、海上交通安全法、特別法
から一般法に格上げしたらどうかというよくな御
提案のように伺うんですけども、ここ五年間、
三百トン以上の船舶の座礁事故について調べます
と、年間大体七十隻程度で推移しております。こ
のうち海上交通安全法の適用海域、それから港則
法の適用海域、その他の海域における発生件数
は、各海域ともほぼ同様の件数になつております。
同じように二十件前後です。その原因別で見
てみると、各海域とも居眠り、それから船の位
置の不確認などの人為的な、ヒューマンエラーと
いいますか、そういうものが要因になつてゐるも
のがほとんどなのでございます。

このようなことから、座礁事故防止の強化につ
きましては、居眠りや船の位置の不確認などによ
る危険な状態の把握、それに対する適切な情報提
供が重要であると考えまして、海上保安庁におき
ましては、船舶の名称、位置、速力などが自動的
に入手できる船舶自動識別装置により東京湾から
関門海峡に至る海域において航行船舶の動静の把
握や安全航行のための情報提供等を順次、今開始
しております。今後、全国展開を図りたいとい
うふうに思ひます。これによつて座礁等の海難防
止に大きく裨益であります。

今後とも、事故の発生状況や船舶のふくそう状
況を勘案し、船舶の交通の安全確保に取り組んで
まいりたい。現行の一般法、特別法ということでも十分そういうことで防止できるのではないかと
いうふうに考へてゐるところでございます。

○渕上貞雄君 終わります。

○委員長(大江康弘君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、羽田雄一郎君及び後藤博子君が委員を辞
任され、その補欠として林久美子君及び亀井郁夫
君が選任されました。

○委員長(大江康弘君) 他に御発言もないようで
すから、両案に対する質疑は終局したものと認め
ます。

○委員長(大江康弘君) これまでより討論に入ります。
——別に御意見もないようですが、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

まず、海洋基本法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(大江康弘君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

○委員長(大江康弘君) この際、藤本君から発言を認められております
ので、これを許します。藤本祐司君。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(大江康弘君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

○委員長(大江康弘君) 本案文を朗読いたします。

海洋基本法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につ
いて適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを
期すべきである。

一、本法に規定する海洋基本法計画の策定及びこ
れに基づく諸施策の推進に当たつては、総合

海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の
有識者から構成される会議を設置し、その意
見を反映させること。

二、海洋法に関する国際連合条約等の規定に基
づく国内法の整備がまだ十分でないことに
かかる構成される我が国の利益を確保

し、及び海洋に関する国際的な義務を履行す
るため、海洋法に関する国際連合条約その他
の国際約束に規定する諸制度に関する我が國
の国内法制を早急に整備すること。

○委員長(大江康弘君) 次に、海洋構築物等に係
る安全水域の設定等に関する法律案の採決を行
います。

また、生物多様性条約その他の国際約束を
踏まえ、移動性動物の移動ルートを考慮した
海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保
護区の設置等、海洋環境の保全を図るために
必要な措置について検討すること。

三、海上の安全及び治安の確保とともに、危機
管理について万全の体制を整備することが極
めて重要であることにかんがみ、海上保安庁
について、危機管理に関する関係行政機関と
の連携を含め組織体制の総合的な検討・充実
を図ること。

四、我が国が正当にその領有権を有している領
土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の
新たな秩序を構築することが海洋国家として
の我が国の国益に沿うことにはかんがみ外交的
施策を始めとする各般の施策をより一層強力
に推進すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま藤本君から提出
された附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大江康弘君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま藤本君から提出
された附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大江康弘君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま藤本君から提出
された附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大江康弘君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいま藤本君から提出
された附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(大江康弘君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(大江康弘君) ただいまの海洋基本法
案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨
を十分尊重させていただき、海洋政策の推進に努
めしてまいる所存であります。

○委員長(大江康弘君) ありがとうございます。

○委員長(大江康弘君) 次に、海洋構築物等に係
る安全水域の設定等に関する法律案の採決を行
います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(大江康弘君) 多数と認めます。よつ
て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

塩谷委員長を始め各委員の皆様、今日は御苦労
さまでございました。ほかになければ、もうこれ
でどうぞ退室してください。

○委員長(大江康弘君) 次に、特定住宅瑕疵担保
責任の履行の確保等に関する法律案を議題といた
します。

政務大臣

塩谷委員長を始め各委員の皆様、今日は御苦労
さまでございました。ほかになければ、もうこれ
でどうぞ退室してください。

○委員長(大江康弘君) 次に、特定住宅瑕疵担保
責任の履行の確保等に関する法律案を議題となりま
す。

○委員長(大江康弘君) 次に、特定住宅瑕疵担保
責任の履行の確保等に関する法律案を議題といた
します。

とが必要であります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、建設業者及び宅地建物取引業者に対し、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るため、住宅建設瑕疵担保保証金等の供託又は住宅瑕疵担保責任保険契約の締結を義務付けることとしております。

第二に、国土交通大臣は、住宅に係る瑕疵担保責任の履行の確保を図るために、保険契約に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るための処理体制を整備することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(大江康弘君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(大江康弘君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案の審査のため、来る二十四日午後二時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、海洋基本法案(衆)

一、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(衆)

一、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条～第十五条)

第二章 海洋基本計画(第十六条)

第三章 基本的施策(第十七条～第二十八条)

第四章 総合海洋政策本部(第二十九条～第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際的条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋

事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施設の基本となる事項を定めるとともに、

総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

(海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和)

第二条 海洋については、海洋の開発及び利用が我が国の経済社会の存立の基盤であるとともに、海洋の生物の多様性が確保されることその他良好な海洋環境が保全されることは人類の存続の基盤であり、かつ、豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることにかんがみ、将来にわたり海洋の恵沢を享受できるよう、海洋環境の保全を図りつつ海洋の持続的な開発及び利用を可能とすることを旨として、その積極的な開發及び利用が行われなければならない。

(海洋の安全の確保)

第三条 海洋については、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組が積極的に推進されなければならない。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第四条 海洋の開発及び利用、海洋環境の保全等が適切に行われるためには海洋に関する科学的知見が不可欠である一方で、海洋については科学的に解明されていない分野が多いことにかんがみ、海洋に関する科学的知見の充実が図られなければならぬ。

(海洋に関する科学的知見の充実)

第五条 海洋の開発、利用、保全等を担う産業

(以下「海洋産業」という。)については、我が国

の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上の基盤であることにかんがみ、その健全な发展が図られなければならない。

(海洋の総合的管理)

第六条 海洋の管理は、海洋資源、海洋環境、海上交通、海洋の安全等の海洋に関する諸問題が相互に密接な関連を有し、及び全体として検討

される必要があることにかんがみ、海洋の開発、利用、保全等について総合的かつ一体的に行われるものでなければならない。

(海洋に関する国際的協調)

第七条 海洋が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれてることにかんがみ、海洋に関する施策の推進は、海洋に関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

(国際的協調)

第八条 国は、第一条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、海洋に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 海洋産業の事業者は、基本理念にのつと

りその事業活動を行うとともに、国又は地方公

共団体が実施する海洋に関する施策に協力する

よう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十二条 国民は、海洋の恵沢を認識するとともに、國又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第十三条 国、地方公共団体、海洋産業の事業者

者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携

を図りながら協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力)

第十四条 國及び地方公共団体は、国民の祝日に

関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と关心を深めるような行事が実施されるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、海洋に関する施策を実施するために必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(資料の作成及び公表)

第十五条 政府は、海洋の状況及び政府が海洋に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により隨時公表しなければならない。

(第二章 海洋基本計画)

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画(以下「海洋基本計画」という。)を定めなければならぬ。

2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 海洋に関する施策についての基本的な方針

二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、海洋基本計画の案につき閣議の決定を認めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、海洋基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、海洋基本計画の変更について準用する。

7 政府は、海洋基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを

予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海洋資源の開発及び利用の推進)

第十七条 国は、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ海洋資源の積極的な開発及び利用を推進するため、水産資源の保存及び

管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善、漁場の生産力の増進、海底又はその下に存在する石油、可燃性天然ガス、マンガン鉱、コバルト鉱等の鉱物資源の開発及び利用の推進並びにそのための体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋環境の保全等)

第十八条 国は、海洋が地球温暖化の防止等の地球環境の保全に大きな影響を与えること等にかんがみ、生育環境の保全及び改善等による海洋

の生物の多様性の確保、海洋に流入する水による汚濁の負荷の低減、海洋への廃棄物の排出の防止、船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、海洋の自然景観の保全その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置については、科学的知見を踏まえつつ、海洋環境に対する悪影響を未然に防止する観点から、これを実施するとともに、その適切な見直しを行うよう努めるものとする。

(排他的経済水域等の開発等の推進)

第十九条 国は、排他的経済水域等(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域及び

同法第二条の大陸棚をいう。以下同じ。)の開発利用、保全等(以下「排他的経済水域等の開発等」という。)に関する取組の強化を図ることの重要性にかんがみ、海域の特性に応じた排他

的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為

の防止その他の排他的経済水域等の開発等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海上輸送の確保)

第二十条 国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(海洋の安全の確保)

第二十一条 国は、海に囮まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存する我が国の経済社会にとって、海洋資源の開発及び利用、海上輸送等の安全が確保され、並びに海洋における秩序が維持されることが不可欠であることにかんがみ、海洋について、我が国の平和及び安全の確保並びに海上の安全及び治安の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋産業の振興及び国際競争力の強化)

第二十二条 国は、海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的管理)

第二十三条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようになることが困難であることにかんがみ、自然的・社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(沿岸域の総合的管理)

第二十五条 国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようになることが困難であることにかんがみ、自然的・社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、沿岸の海域及び陸域のうち特に海岸が、厳しい自然条件の下にあるとともに、多様な生物が生息していること等にかんがみ、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全並びに海岸の適正な利用の確保に十分留意するものとする。

(離島の保全等)

第二十六条 国は、離島が我が国の領海及び排他

研究者及び技術者の育成、國、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいいう。以下同じ。)、都道府県及び地方独立行政法

人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいいう。以下同じ。)の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

の経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島

に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保

並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生

活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十七条 国は、海洋に関する国際約束等の策定に主体的に参画することその他の海洋に関する国際的な連携の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

国は、海洋に関し、我が国との国際社会における役割を積極的に果たすため、海洋資源、海洋環境、海洋調査、海洋科学技術、海上における犯罪の取締り、防災、海難救助等に係る国際協力の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(海洋に関する国民の理解の増進等)

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するため必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設置)

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

(総合海洋政策本部)

第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどめる。

一 海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が海洋基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施設で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十一条 本部は、総合海洋政策本部長、総合海洋政策副本部長及び総合海洋政策本部員をもつて組織する。

(総合海洋政策本部長)

第三十二条 本部の長は、総合海洋政策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

(総合海洋政策副本部長)

第三十三条 本部に、総合海洋政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣、内閣総理大臣の命を受け、海洋に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする(以下「本部副長」という。)。

(総合海洋政策副本部員)

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合海洋政策副本部長)

第三十四条 本部に、総合海洋政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置く。

(総合海洋政策副本部員)

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(本部員)

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するた

(設置)

め必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省

設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施設で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務(以下「事務」という。)に係る工作物(その新設又は除去に関する工事の途中のものを含む。)及び大陸棚の掘削に從事する船舶(掘削をするために進行を停止しているものに限る。)をいう。

四 本部に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

五 本部に係る事務については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

六 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

七 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

八 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

九 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十一 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十二 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十三 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十四 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十五 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十六 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十七 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十八 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

十九 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十一 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十二 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十三 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十四 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十五 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十六 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十七 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十八 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

二十九 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十一 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十二 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十三 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十四 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

三十五 本部に係る事務は、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣(以下「主任の大臣」とする。

定めるものとする。

(定義)

この法律において「海洋構築物等」とは、

排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経

済水域又は同法第二条の大陸棚(以下「大陸棚」

といふ。)における同法第三条第一項第一号から

第三号までに規定する行為(以下「特定行為」といふ。)に係る工作物(その新設又は除去に関する

工事の途中のものを含む。)及び大陸棚の掘削に從事する船舶(掘削をするために進行を停止しているものに限る。)をいう。

二 この法律において「安全水域」とは、海洋法に

関する国際連合条約第六十条4(同条約第八十一条において準用する場合を含む。)に規定する安

全水域であつて、海洋構築物等の周辺に次条第

一項の規定により設定されるものをいう。

三 この法律において「特定行政機関の長」とは、

海洋構築物等に係る特定行為を行つ事業者の事

業を所管する行政機関の長をいう。

四 安全水域の設定等)

第三条 国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及

び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶

の航行の安全を確保するため、海洋法に関する

国際連合条約に定めるところにより、安全水域

を設定することができる。

五 前項に規定する安全水域の設定は、特定行政

機関の要請に基づき行うものとする。

六 國土交通大臣は、安全水域を設定しようとす

るときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業

大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協

議しなければならない。これを廃止しようとするときも、同様とする。

七 安全水域は、海洋構築物等の性質及び機能に

応じ合理的に必要とされるものでなければなら

ない。

八 安全水域の幅は、海洋構築物等の外縁のいす

る点から測定した距離についても五百メートルを超えるものであつてはならない。

6 安全水域は、国際航行に不可欠と認められた航行帯の使用の妨げとなるような海域に設定してはならない。

第四条 國土交通大臣は、安全水域を設定したときは、遅滞なく、当該安全水域の位置及びその範囲を告示しなければならない。これを廃止したときも、同様とする。

2 國土交通大臣は、安全水域を設定したときは、当該安全水域に係る前条第二項に規定する要請を行った特定行政機関の長に対し、当該安全水域の付近を航行する船舶に当該安全水域の位置及びその範囲を周知させるために必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(安全水域への入域の禁止等)

第五条 何人も、國土交通省令で定めるところにより、國土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 船舶の運転の自由を失った場合

二 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事する場合

三 国又は都道府県の機関が海上の安全及び治安の確保のための業務を実施する場合

四 当該安全水域に係る海洋構築物等の業務に従事する場合

2 國土交通大臣は、前項の許可があつた場合において、海洋構築物等の安全の確保に支障がないと認められるとき、又は災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものと認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該安全水域に係る第3条第二項に規定する要請を行った特定行政機関の長に協議しなければならない。

4 國土交通大臣は、第一項の許可に、必要な条件を付すことができる。

5 国の機関又は地方公共団体が安全水域に入域

しようとする場合(第一項ただし書に規定する場合を除く)においては、当該国の機関又は地方公共団体と國土交通大臣との協議が成立することをもって第一項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、國土交通大臣が前項の規定による協議を受けた場合について準用する。

(国際約束の誠実な履行)

第六条 この法律の施行に当たつては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

(罰則)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第五条第四項の規定により國土交通大臣が付した条件に違反した者

1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

第一条 総則(第一条・第二条)

第二章 住宅建設瑕疵担保保証金(第三条—第一条)

第三章 住宅販売瑕疵担保保証金(第十一条—第一条)

第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人(第十七条)

第五章 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理(第三十三条)

第六章 雜則(第三十五条—第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条—第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するために、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があつた場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにはんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定及び住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理体制等について定めることにより、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。)と相まって、住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護並びに円滑な住宅の供給を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「住宅」とは住宅品質確保法第二条第一項に規定する住宅をいい、「新築住宅」とは同条第二項に規定する新築住宅をいう。

2 この法律において「建設業者」とは、建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二条第三項に規定する建設業者をいい。

3 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい。

4 この法律において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい。

5 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。

四 住宅を新築する建設工事の発注者が当該建

設工事の請負人である建設業者から当該建設工事に係る新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたって有効であること。
五 國土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。
六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。
6 この法律において「住宅販売瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。
一 宅地建物取引業者が保険料を支払うことを約するものであること。
二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。
イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の請求に基づき、その履行によって生じた当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。
ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときには、当該新築住宅の買主(宅地建物取引業者であるものを除く。第十九条第二号を除き、以下同じ。)の請求に基づいて生じた当該買主の損害をてん補すること。
三 前号イ及びロの損害をてん補するための保険金額が二千万円以上であること。
四 新築住宅の買主が当該新築住宅の売主であ

る宅地建物取引業者から当該新築住宅の引渡しを受けた時から十年以上の期間にわたって有効であること。
五 國土交通大臣の承認を受けた場合を除き、変更又は解除をすることができないこと。
六 前各号に掲げるもののほか、その内容が第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。
6 この法律において「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」とは、次に掲げる要件に適合する保険契約をいう。
一 宅地建物取引業者が保険料を支払うこと約するものであること。
二 その引受けを行う者が次に掲げる事項を約して保険料を收受するものであること。
イ 住宅品質確保法第九十五条第一項の規定による担保の責任(以下「特定住宅販売瑕疵担保責任」という。)に係る新築住宅に同項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者の損害をてん補すること。
ロ 特定住宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵がある場合において、宅地建物取引業者が当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行したときに、当該宅地建物取引業者が相当の期間を経過してもなお当該特定住宅販売瑕疵担保責任を履行しないときには、当該新築住宅の買主(宅地建物取引業者であるものを除く。第十九条第二号を除き、以下同じ。)の請求に基づいて生じた当該買主の損害をてん補すること。

第三条 建設業者は、各基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下同じ。)において、当該基準日前十年間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建築住宅に係る建設瑕疵担保証金の供託をしていなければならぬ。
2 前項の住宅建設瑕疵担保保証金の額は、当該基準日における同項の新築住宅(当該建設業者が第十七条第一項に規定する住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建築住宅について、当該発注者に対する特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建築住宅に係る建設瑕疵担保証金の供託をしていなければならぬ。
5 第一項の住宅建設瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。以下同じ。)をもって、これに充てることができる。
6 第一項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託は、当該建設業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。
(住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出等)

第四条 前条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、基準日ごとに、当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の供託をして、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。
第五条 第三条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。
第六条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をして、特定住宅建設瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅の発注者は、その損害賠償請求権に立ちつて弁済を受ける権利を有する。
第七条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところに建設瑕疵担保保証金の供託をして、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。
二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。
三 当該供託建設業者が死亡した場合その他該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(住宅を新築する建設工事の請負契約の新たな締結の制限)

第五条 第三条第一項の新築住宅を引き渡した建設業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をしなければ、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに住宅を新築する建設工事の請負契約を締結してはならない。ただし、当該基準日後に当該基準日に係る住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託をし、かつ、その供託について、国土交通省令で定めるところにより、その建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の確認を受けたときは、その確認を受けた日以後においては、この限りでない。

第六条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をして、特定住宅建設瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十四条第一項に規定する瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住宅建設瑕疵担保責任に係る新築住宅の発注者は、その損害賠償請求権に立ちつて弁済を受ける権利を有する。

第七条 第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めるところに建設瑕疵担保保証金の供託をして、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託建設業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。

三 当該供託建設業者が死亡した場合その他該損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

で定めるところにより、前項の権利を有することについて国土交通大臣の確認を受けたとさ。

3 前項に定めるもののほか、第一項の権利の実

行に關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託)

第七条 供託建設業者は、前条第一項の権利の実行その他の理由により、住宅建設瑕疵担保保証金が基準額に不足することとなつたときは、法務省令・国土交通省令で定める日から二週間以内にその不足額を供託しなければならない。

2 供託建設業者は、前項の規定により供託したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨をその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三条第五項の規定は、第一項の規定により供託する場合について準用する。

(住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等)

第八条 供託建設業者は、金銭のみをもつて住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所に對し、費用を予納して、移転後の主たる事務所の最寄りの供託所への住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えを請求しなければならない。

2 供託建設業者は、有価証券又は有価証券及び金銭で住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている場合において、主たる事務所を移転したためその最寄りの供託所が変更したときは、遅滞なく、当該住宅建設瑕疵担保保証金の額と同額の住宅建設瑕疵担保保証金の供託を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所にしなければならない。その供託をしたときは、法務省令・国土交通省令で定めるところにより、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託をしていた住宅

建設瑕疵担保保証金を取り戻すことができる。第三条第五項の規定は、前項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をする場合について準用する。

(住宅建設瑕疵担保保証金の取戻し)

第九条 供託建設業者又は建設業者であった者若しくはその承継人で第三条第一項の規定により住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしているものは、基準日において当該住宅建設瑕疵担保保証金の額が当該基準日に係る基準額を超えることとなつたときは、その超過額を取り戻すことができる。

2 前項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しは、国土交通省令で定めるところによ

り、当該供託建設業者又は建設業者であった者がその建設業法第三条第一項の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の承認を受けなければなら

れば、することができない。

3 前二項に定めるもののほか、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しに関し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。

(建設業者による供託所の所在地等に関する説明)

第十一条 供託建設業者は、住宅を新築する建設工事の発注者に対し、当該建設工事の請負契約を締結するまでに、その住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅建設瑕疵担保保証金に関する事項について、当該住宅販売新築住宅の販売新築住宅の合計戸数の算定に當たっては、販売新築住宅のうち、その床面積の合計が政令で定める面積以下のものは、その二戸をもつて一戸とする。

4 前項に定めるもののほか、新築住宅の買主と二以上の自ら売主となる宅地建物取引業者との間で締結された売買契約であつて、宅地建物取引業法第三十七条第一項の規定により当該宅地建物取引業者が特定住宅販売瑕疵担保責任の履行に係る当該宅地建物取引業者それぞれの負担の割合が記載された書面を当該新築住宅の買主に交付したものに係る販売新築住宅その他の政令で定める販売新築住宅については、政令で、第二項の販売新築住宅の合計戸数の算定の特例を定めることができる。

5 第一条の住宅販売瑕疵担保保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券をもつて、これに充てることができる。

6 第二項の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の供託は、当該宅地建物取引業者の主たる事務所の最寄りの供託所にするものとする。

(住宅販売瑕疵担保保証金の供託等)

第十一條 宅地建物取引業者は、各基準日におい

て、当該基準日前十年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅につい

て、当該買主に対する特定住宅販売瑕疵担保責

任の履行を確保するため、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしていなければなら

い。

2 前項の住宅販売瑕疵担保保証金の額は、当該

基準日における同項の新築住宅(当該宅地建物取引業者が住宅建設瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した場合における当該住宅販売瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅を除く。以下この条において「販売新築住宅」という。)の合計戸数の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で、販売新築住宅の合計戸数を基礎として、新築住宅に住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れた瑕疵があつた場合に生ずる損害の状況を勘案して政令で定めるところにより算定する額(第十三条において「基準額」という。)以上の額とする。

3 前項の宅地建物取引業者が新たに住宅販売瑕疵担保保証金の供託をし、又は新たに住宅販売瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結して同項の規定による届出をする場合においては、住宅販売瑕疵担保保証金の供託又は住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結に関する書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)

第十三条 第十一条第一項の新築住宅を引き渡した宅地建物取引業者は、同項の規定による供託をし、かつ、前条第一項の規定による届出をして、当該基準日の翌日から起算して五十日を経過した日以後においては、新たに自ら売主となる新築住宅の売買契約を締結してはならない。

(自ら売主となる新築住宅の売買契約の新たな締結の制限)

第十四条 第十一条第一項の規定により住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている宅地建物取引業者(以下「供託宅地建物取引業者」という。)が特定住宅販売瑕疵担保責任を負う期間内に、住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する隠れ

た瑕疵によって生じた損害を受けた当該特定住

に係る住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び同条第二項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について、国土交通省令で定めることにより、その宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事(信託会社等にあっては、国土交通大臣)に届け出なければならない。

2 前項の住宅販売瑕疵担保保証金の額は、当該

地建物取引業者は、基準日ごとに、当該基準日

<p>宅販売瑕疵担保責任に係る新築住宅の買主は、その損害賠償請求権に関し、当該供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金について、他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 前項の権利を有する者は、次に掲げるときに限り、同項の権利の実行のため住宅販売瑕疵担保保証金の還付を請求することができる。</p> <p>一 当該損害賠償請求権について債務名義を取得したとき。</p> <p>二 当該損害賠償請求権の存在及び内容について当該供託宅地建物取引業者と合意した旨が記載された公正証書を作成したときその他これに準ずる場合として国土交通省令で定めるとき。</p> <p>三 当該供託宅地建物取引業者が死亡した場合その他当該損害の賠償の義務を履行することができる、又は著しく困難である場合として国土交通省令で定める場合において、国土交通省令で定めるところにより、前項の権利を有することについて国土交通大臣の確認を受けたとき。</p> <p>4 前項に定めるものほか、第一項の権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・国土交通省令で定める。</p> <p>(宅地建物取引業者による供託所の所在地等に関する説明)</p> <p>第十五条 供託宅地建物取引業者は、自ら売主となる新築住宅の買主に対し、当該新築住宅の売買契約を締結するまでに、その住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所の所在地その他住宅販売瑕疵担保保証金に関し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。(準用)</p> <p>第十六条 第七条から第九条までの規定は、供託宅地建物取引業者について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条第一項」と、「基準額」とあるのは「第十四条第一項」と、「基準額」とあるのは</p>
<p>「第十一條第二項に規定する基準額(以下単に「基準額」という。)」と、同条第二項及び第九条第二項中「建設業法第三条第一項の許可」とあるのは「宅地建物取引業法第三条第一項の免許」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第七条第三項及び第八条第三項中「第三条第五項」とあるのは「第十五条」と、第九条第一項及び第二項中「建設業者であった者」とあるのは「宅地建物取引業者であった者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十一條第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>第四章 住宅瑕疵担保責任保険法人</p> <p>(指定)</p> <p>第十七条 国土交通大臣は、特定住宅瑕疵担保責任その他住宅の建設工事の請負又は住宅の売買に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法五百七十七条において準用する同法第五百六十一条第一項に規定する担保の責任の履行の確保を図る事業を行うことを目的とする一般社団法人</p> <p>人、一般財團法人その他政令で定める法人であつて、第十九条に規定する業務(以下「保険等の業務」という。)に關し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>イ 第一号に該当する者</p> <p>ロ 第二十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。</p> <p>イ 第一号に該当する者</p> <p>ロ 第二十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>(指定の公示等)</p> <p>第十八条 国土交通大臣は、指定をしたときは、当該保険法人の名称及び住所、保険等の業務を行なう事務所の所在地並びに保険等の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2 保険法人は、その名称若しくは住所又は保険等の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 土地建物取引業者は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p>
<p>四 保険等の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて保険等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>二 民法第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百六十六条第一項に規定する担保の規定に規定する瑕疵若しくは隠れた瑕疵に責任の履行によつて生じた住宅の建設工事の請負人若しくは住宅の売主の損害又はこれらによつて生じた住宅の建設工事の注文者若しくは住宅の買主の損害をてん補することを約定保険料を收受する保険契約(住宅瑕疵担保責任保険契約を除く。)の引受けを行うこと。</p> <p>三 他の保険法人が引き受けた住宅瑕疵担保責任保険契約又は前号の保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと。</p> <p>四 住宅品質確保法第九十四条第一項又は第九十五条第一項に規定する瑕疵又は隠れた瑕疵(以下この条において「特定住宅瑕疵」という。)の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>五 特定住宅瑕疵の発生の防止及び修補技術その他特定住宅瑕疵に関する調査研究を行うこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行ふこと。</p> <p>(役員の選任及び解任)</p> <p>第二十条 保険法人の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 国土交通大臣は、保険法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは次条第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は保険等の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、保険法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p>
<p>第十九条 保険法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。</p> <p>一 住宅建設瑕疵担保責任保険契約及び住宅瑕疵担保責任保険契約(以下「住宅瑕疵担保責任保険契約」といふ。)を定め、国土交通大</p> <p>第二十一条 保険法人は、保険等の業務の開始前に、保険等の業務に関する規程(以下この章において「業務規程」という。)を定め、国土交通大</p>

臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保険等の業務の実施の方法その他の業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 國土交通大臣は、第一項の認可をした業務規程が保険等の業務的確な実施上不適当となつたと認めるときは、保険法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、國土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 保険法人は、事業年度ごとに、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に國土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 保険法人は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務

二 第十九条第一号の業務及びこれに附帯する業務

三 第十九条第三号の業務及びこれに附帯する業務

四 前二号に掲げる業務以外の業務
(責任準備金)

第二十四条 保険法人は、國土交通省令で定めるところにより、保険等の業務に関する事項で國土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え

付け、これを保存しなければならない。

(財務及び会計に関し必要な事項の國土交通省令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、保険法人が保険等の業務を行う場合における保険法人の財務及び会計に関し必要な事項は、國土交通省令で定める。

(監督命令)

第二十七条 國土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し、保険等の業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十八条 國土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、保険法人の事務所に立ち入り、保険等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 第二十一条第二項、第二十二条から第二十五

条まで又は前条第一項の規定に違反したと

き。

四 第二十条第二項、第二十二条第三項又は第

二十七条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで保険等の業務を行つたとき。

六 第二十一条第一項の規定により認可を受けた業務規程により指定期間内に停止を命じたときは、そ

の旨を公示しなければならない。

(指定の取消しに伴う措置)

第三十一条 保険法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その保険等の業務の全部を、当該保険等の業務の全部を承継するものとして國土交通大臣が指定する保険法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における保険等の業務の引継ぎがなければならない。

3 國土交通大臣が前項の規定により保険等の業

務の全部の廃止を許可したときは、当該保険法人に係る指定は、その効力を失う。

2 休止し、又は廃止してはならない。

3 國土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十条 國土交通大臣は、保険法人が第十七条第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 (指定の取消し等)

3 第三十一条 國土交通大臣は、保険法人が第十七条第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならぬ。

(新築住宅に関する紛争の処理)

2 (指定住宅紛争処理機関の業務の特例)

3 第三十二条 住宅品質確保法第六十六条规定する指定住宅紛争処理機関(以下単に「指定

住宅紛争処理機関」という。)は、住宅品質確保法第六十七条第一項に規定する業務のほか、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅(同項に規定する評価住宅を除く。)の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争の当事者の双方又は一方からの申請により、当該紛争のあつてん、調停及び仲裁の業務を行うことができる。

2

前項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、住宅品質確保法第六章第一節(第六十六条、第六十七条、第六十九条第一項及び第七十五条を除く。)の規定中「住宅紛争処理」とあるのは特別住宅紛争処理の」と、「紛争処理の業務」とあるのは「特別紛争処理の業務」と、住宅品質確保法第六十八条第二項中「住宅紛争処理」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律平成十九年法律第八号。以下「履行確保法」という。)第三十三条第一項に規定する紛争のあつせん、調停及び仲裁以下「特別住宅紛争処理」という。)と、「者に住宅紛争処理」とあるのは「者に特別住宅紛争処理」と、住宅品質確保法第六十九条第一項中「紛争処理の業務」とあるのは「履行確保法第三十三条第一項に規定する業務(以下「特別紛争処理の業務」といいう。)」と、住宅品質確保法第七十一条第一項中「登録住宅性能評価機関、認証型式住宅部分等製造者、登録住宅型式性能認定等機関又は登録試験機関(次項において「登録住宅性能評価機関等」という。)」とあり、及び同条第二項中「登録住宅性能評価機関等」とあるのは「履行確保法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人」とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(住宅紛争処理支援センターの業務の特例)

2 第三十四条 住宅品質確保法第八十二条第一項に規定する住宅紛争処理支援センター(第三項において単に「住宅紛争処理支援センター」とい

う。)は、住宅品質確保法第八十三条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 指定住宅紛争処理機関に対し前条第一項に規定する業務の実施に要する費用を助成すること。

二 前条第一項の紛争のあっせん、調停及び仲裁に関する情報及び資料の収集及び整理をし、並びにこれらを指定住宅紛争処理機関に付し提供すること。

三 前条第一項の紛争のあっせん、調停及び仲裁に関する調査及び研究を行うこと。

四 指定住宅紛争処理機関の行う前条第一項に規定する業務について、連絡調整を図ること。

2 前項第一号に規定する費用の助成に関する手続、基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の規定により住宅紛争処理支援センターが同項各号に掲げる業務を行う場合には、

住宅品質確保法第六章第二節(第八十二条、第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条及び第九十条を除く。)の規定中「支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務規程」と、「支援等の業務」とあるのは「特別支援等の業務規程」と、「支援等の業

務」とあるのは「特別支援等の業務」と、住宅品質確保法第八十二条第三項中「第十条第二項及び第三項、第十九条、第二十二条及び」と、「次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」とあるのは「第十九条第一項中「評価の業務」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第二号)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支

援等の業務」という。)」と、同条第二項及び第二十二条第一項中「評価の業務」とあり、並びに第六十九条中「紛争処理の業務」とあるのは「特別支援等の業務」と、同条中「紛争処理委員並びにその役員」とあるのは「役員」とと、住宅品質確

保法第八十四条第一項中「支援等の業務に関する」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確認等に関する法律(以下「履行確保法」とい

う。)第三十四条第一項各号に掲げる業務(以下「特別支援等の業務」という。)に関する」と、「支援等の業務規程」とあるのは「特別支援等の業務規程」と、「支援等の業務の」とあるのは「特別支援等の業務」とするほか、住宅品質確保法の規定(罰則を含む。)の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 雜則

(国及び地方公共団体の努力義務)

第三十五条 国及び地方公共団体は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保を通じて住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護を図るため、必要な情報及び資料の提供のため、必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、

その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国土交通省令への委任)

(経過措置)

第三十七条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七章 罰則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十一条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内で政令で

二 第十三条の規定に違反して自ら売主となる新築住宅の売買契約の締結をした者

第四十条 第三十条第二項の規定による保険等の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした保険法の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 第四条第一項、第七条第二項(第十六条において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は逃避したとき。

四 第二十九条第一項の規定による許可を受けないで、保険等の業務の全部を廃止したとき。

四 第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十九条又は第四十一条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十一条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内で政令で

定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条号)の施行の日前である場合には、同法第三十条の規定により設立された法人とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が株式等の取引に係る決済の合理化を目的としたものとし、同項中「一般社団法人」の規定の適用のための社債等の振替に関する法律(平成十六年法律第八十八号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前までの間ににおける第三条第五項の規定の適用については、同項中「社債 株式等の振替に関する法律」とあるのは「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債等の振替に関する法律」と、「第三百七十八条第一項」とあるのは「第三百二十九条第一項」と、「振替債」とあるのは「振替債等」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第三条第一項及び第十一条第一項中「当該書に規定する規定の施行の日から当該基準日までの間」と、第六条第一項中「発注者」とあるのは「発注者(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。)」と、第十四条第一項中「買主」とあるのは「買主(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に当該新築住宅の引渡しを受けたものに限る。)」とする。

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(建設業法の一部改正)

第六条 建設業法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「若しくは入札契約適正化法」を、「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第号)。以下この条において「履行確保法」という。)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同項第三号中「これ」を「履行確保法並びにこれら」に改め、同項に次の二号を加える。

九 履行確保法第三条第一項、第五条又は第七条第一項の規定に違反したとき。

第二十八条第二項及び第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「若しくは入札契約適正化法」を、「入札契約適正化法」に改め、「第二項の規定」の下に「若しくは履行確保法第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定」を加え、同条第五項中「一」を「いずれかに」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法の一部を次のように改

別表(第三条、第十二条関係)

		区分	住宅建設瑕疵担保保証金又は住宅販売瑕疵担保保証金の額の範囲
一	一以下の場合		二千万円以下
二	一を超えて十以下の場合		二千八百万円を超えて三千八百万円以下
三	十を超えて五十以下の場合		三千八百万円を超えて七千万円以下
四	五十を超えて百以下の場合		一億円を超えて一億四千万円以下
五	百を超えて五百以下の場合		七千万円を超えて一億円以下
六	五百を超えて千以下の場合		一億四千万円を超えて一億八千万円以下
七	千を超えて五千以下の場合		一億八千万円を超えて三億四千万円以下
八	五千を超えて一万以下の場合		三億四千万円を超えて四億四千万円以下

正する。

第六十五条第一項中「法律の規定」の下に「若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第号)。以下この条において「履行確保法」という。)第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条第十五项若しくは履行確保法第十六条に

おいて読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加え、同項第三号中「法令」の下に「(履行確保法及びこれに基づく命令を除く。)」を加え、同条第二項第二号中「又は第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十二条第一項、第十三条若しくは履行確保法第十六条に

おいて読み替えて準用する履行確保法第七条第一項に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「一」を「いずれかに」に改め、「規定」の下に「若しくは履行確保法第十一条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条若しくは履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定」を加える。

九	一万を超えて二万以下の場合	四億四千万円を超えて六億三千万円以下
十	二万を超えて三万以下の場合	六億三千万円を超えて八億千万円以下
十一	三万を超えて四万以下の場合	八億千万円を超えて九億八千万円以下
十二	四万を超えて五万以下の場合	九億八千万円を超えて十一億四千万円以下
十三	五万を超えて十万以下の場合	十一億四千万円を超えて十八億九千万円以下
十四	十万を超えて二十万以下の場合	十八億九千万円を超えて三十二億九千万円以下
十五	二十万を超えて三十万以下の場合	三十二億九千万円を超えて四十五億九千万円以下
十六	三十万を超える場合	四十五億九千万円を超えて百二十億円以下